

官報

号外 昭和三十八年七月一日

○第四十三回 衆議院會議録 第四十五号

昭和三十八年七月一日(月曜日)

議事日程 第四十二号

昭和三十八年七月一日

午前十時開議

第一 関税及び貿易に関する一般協定の議定の追加に関する第十議定書(日本国及びニュージーランド)の締結について承認を求めるの件

第二 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約の締結について承認を求めるの件

第三 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とマラヤ連邦との間の条約の締結について承認を求めるの件

第四 郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 国立大学総長の任免、給与等の特例に関する法律案(内閣提出)

第六 日本国とビルマ連邦との間の経済及び技術協力に関する協定及び千九百五十四年十一月五日にラングーンで署名された日本国とビルマ連邦との間の平和条約第五条1(a)(ii)の規定に基づくビルマ連邦の要求に関する議定書の締結について承認を求めるの件

第七 通商に関する一方日本国と他方オランダ王国及びベルギー・ルクセンブルグ経済同盟との間の協定を改正する議定書及び一方日本国と他方オランダ王国及びベルギー・ルクセンブルグ経済同盟との間の貿易関係に関する議定書の締結について承認を求めるの件

第八 通商に関する日本国とフランス共和国との間の協定及び関連議定書の締結について承認を求めるの件

第九 積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十一 豪雪に際して地方公共団体が行なう公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法案(内閣提出)

第十二 河川法案(内閣提出)

第十三 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案(内閣提出)

第十四 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とマラヤ連邦との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案(内閣提出)

第十五 明治三十二年発行の英貨公債を償還する等のため発行する外貨公債に関する特別措置法案(内閣提出)

第十六 開拓者資金融通法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第十七 昭和三十八年四月から六月までの長雨についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律案(内閣提出)

第十八 関税暫定措置法及び砂糖消費税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件
本日の議事における発言時間は趣旨弁明については十五分質疑答弁討論その他については十分とするの動議(竹山祐太郎君外二十二名提出)

日程第一 関税及び貿易に関する一般協定の議定の追加に関する第十議定書(日本国及びニュージーランド)の締結について承認を求めるの件

日程第二 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約の締結について承認を求めるの件

日程第三 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とマラヤ連邦との間の条約の締結について承認を求めるの件

邦との間の条約の締結について承認を求めるの件
討論終局の動議(竹山祐太郎君外二十二名提出)

外二十二名提出

日程第四 郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

質疑終局の動議(竹山祐太郎君外二十二名提出)

討論終局の動議(竹山祐太郎君外二十二名提出)

日程第五 国立大学総長の任免、給与等の特例に関する法律案(内閣提出)

昭和三十三年七月一日 衆議院會議録第四十五号 本日の議事における発言時間は趣旨弁明については十五分質疑答弁討論その他については十分とするの動議

午前十一時十八分開議

○議長(清瀬一郎君) これより会議を開きます。

本日の議事における発言時間は趣旨弁明については十五分質疑答弁討論その他については十分とするの動議(竹山祐太郎君外十二名提出)

○議長(清瀬一郎君) 竹山祐太郎君外十二名から、本日の議事における発言時間は趣旨弁明については十五分質疑答弁討論その他については十分とするの動議が提出されております。

本動議は賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参されんことを望みます。——閉鎖。

○議長(清瀬一郎君) 氏名点呼を命じます。

○議長(清瀬一郎君) 氏名点呼を命じます。

○議長(清瀬一郎君) 氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

○議長(清瀬一郎君) どうか投票者の通路をふさがないようにしてください。——通路で押さないようにお願いします。

〔投票継続〕

○議長(清瀬一郎君) どうかすみやかに御投票をお願いします。——すみやかに御投票をお願いします。

〔投票継続〕

○議長(清瀬一郎君) 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開閉。——開鎖。

○議長(清瀬一郎君) 投票を計算いたさせます。

〔参事投票を計算〕

○議長(清瀬一郎君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

〔事務総長報告〕

投票総数 二百七十二

可とする者(白票) 百七十九

否とする者(青票) 九十三

○議長(清瀬一郎君) 右の結果、本日の議事における発言時間は、趣旨弁明については十五分、質疑、答弁、討論その他については十分とすることに決しました。

竹山祐太郎君外十二名提出発言時間制限の動議を可とする議員の氏名

安倍晋太郎君 安藤 寛君
相川 勝六君 逢澤 寛君
愛知 揆一君 赤城 宗徳君
秋田 大助君 足立 篤郎君
天野 公義君 綾部健太郎君
荒松清十郎君 有馬 英治君
井出 一太郎君 井原 岸高君
井村 重雄君 伊藤 五郎君
伊藤 郷一君 伊藤宗一郎君
伊能繁次郎君 飯塚 定輔君
池田正之輔君 稲葉 修君
今松 治郎君 守田 國榮君

宇野 宗佑君 上村千一郎君
植木庚子郎君 白井 莊一君
内海 安吉君 浦野 幸男君
江崎 真澄君 小笠 公昭君
小川 半次君 小川 平二君
小沢 辰男君 小澤佐重喜君
小澤 太郎君 尾関 義一君
大上 司君 大久保武雄君
大高 康君 大平 正芳君
大森 玉木君 岡崎 英城君
岡田 修一君 岡本 茂君
加藤常太郎君 賀屋 興宣君
金子 一平君 金子 岩三君
金丸 信君 亀岡 高夫君
鴨田 宗一君 唐澤 俊樹君
飯谷 忠男君 川野 芳満君
川村善八郎君 木村 公平君
木村 守江君 北澤 直吉君
久野 忠治君 久保田内次君
久保田藤蔵君 草野 一郎平君
倉成 正君 蔵内 修治君
黒金 泰美君 小島 義昭君
小坂善太郎君 小島 徹三君
小平 久雄君 小山 長規君
瀬川 彌三君 佐々木秀世君
佐々木義武君 齊藤 邦吉君
坂田 道太君 櫻内 義雄君
笹本 一雄君 始関 伊平君
澁谷 直蔵君 正示啓次郎君
周東 英雄君 壽原 正一君
鈴木 正吾君 鈴木 仙八君
鈴木 善幸君 瀬戸山三男君
關谷 勝利君 園田 直君

田川 誠一君 田口長治郎君
田澤 吉郎君 田中伊三次君
田中 榮一君 田中 彰治君
田中 正巳君 田邊 國男君
高橋 等君 高見 三郎君
竹下 登君 竹山祐太郎君
千葉 三郎君 津雲 國利君
津島 文治君 塚原 俊郎君
辻 寛一君 寺島隆太郎君
渡海元三郎君 徳安 實蔵君
床次 徳二君 中垣 國男君
中曾根康弘君 中野 四郎君
中村 幸八君 中村 寅太君
永田 亮一君 灘尾 弘吉君
南條 徳男君 二階堂 進君
丹羽喬四郎君 丹羽 兵助君
西村 直己君 野田 卯一君
野田 武夫君 野原 正勝君
橋本登美三郎君 長谷川四郎君
長谷川 峻君 八田 貞義君
濱田 幸雄君 濱地 文平君
早川 崇君 林 博君
原 健三郎君 原田 憲君
福家 俊一君 福田 起夫君
福永 健司君 藤井 勝志君
藤本 捨助君 古川 文吉君
保科善四郎君 保利 茂君
坊 秀男君 細田 吉蔵君
本名 武君 前尾繁三郎君
前田 義雄君 増田甲子七君
松澤 雄蔵君 松山千恵子君
三池 信君 水田三喜男君
南 好雄君 宮澤 胤男君

村上 勇君 毛利 松平君
森 清君 森下 國雄君
森田重次郎君 森山 欽司君
八木 徹雄君 保岡 武久君
柳谷清三郎君 山手 満男君
山中 貞則君 山本 猛夫君
吉田 重延君 米田 吉盛君
米山 恒治君 早稲田柳右衛門君
井堀 繁男君 伊藤卯四郎君
稻富 稜人君 受田 新吉君
田中幾三郎君 門司 亮君
本島百合子君
安宅 常彦君 赤松 勇君
足鹿 覺君 有馬 輝武君
淡谷 悠蔵君 猪俣 浩三君
石川 次夫君 石山 權作君
板川 正吾君 大柴 滋夫君
岡田 利春君 加藤 勘十君
片島 港君 勝澤 芳雄君
角屋堅次郎君 川俣 清音君
川村 繼義君 河上丈太郎君
河野 正君 久保 三郎君
久保田鶴松君 久保田 豊君
栗原 俊夫君 栗林 三郎君
黒田 壽男君 小林 信一君
小林 ちづ君 小松 幹君
児玉 末男君 佐藤觀次郎君
佐野 憲治君 阪上安太郎君
島上善五郎君 島本 虎三君
下平 正一君 東海林 稔君
杉山元治郎君 鈴木茂三郎君
田口 誠治君 田中鐵之進君

一一五三

昭和三十八年七月一日 衆議院會議録第四十五号

關稅及び貿易に關する一般協定の議許の追加に關する第十議定書(日本國及びニュー・ジラランド)の締結について承認を求めるの件外二件

附屬書

第三十八表 日本國の議許表

この議許表は、英語のみを正文とする。

第一部 最惠國關稅率表

關稅率 表番号	品 名	稅 率
〇二〇	獸肉(第一〇一四号から第一〇一四号までに掲げる動物の肉で、生鮮又は冷凍のものに限る。)	一〇%
一のう	その他のもの	一〇%
ち	ののうち羊肉	一〇%

第二部 特惠關稅率表

該當するものはない。

(附屬書中第三十八表以外の表は省略)

所得に對する租稅に關する二重課稅の回避及び脱稅の防止のための日本國とタイとの間の條約の締結について承認を求めるの件

右國會に提出する。

昭和三十八年三月十二日

内閣總理大臣 池田 勇人

ジュネーヴにおいて、この議定書に附屬している議許表に別段の定めがある場合を除くほかともに正文である英語及びフランス語によつて、本書一通を作成した。

日本國のために

ニュー・ジラランドのために

本國とタイとの間の條約の締結について、日本國憲法第七十三條第三号ただし書の規定に基づき、國會の承認を求める。

理 由

政府は、日本國とタイとの間の所得に對する租稅に關する二重課稅の回避及び脱稅の防止のため、昭和三十八年三月一日にバンコックで、所得に對する租稅に關する二重課稅の回避及び脱稅の防止のための日本國とタイとの間の條約に署名した。よつて、この條約を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

所得に對する租稅に關する二重課稅の回避及び脱稅の防止のための日本國とタイとの間の條約

日本國政府及びタイ政府は、

所得に對する租稅に關し、二重課稅を回避し及び脱稅を防止するため、條約を締結することを希望して、

そのため、次のとおりそれぞれの全權委員を任命した。

日本國政府

タイ駐在日本國特命全權大使 島津久大

タイ政府

タイ外務大臣 タナット・

コーマン

これらの全權委員は、互いにその全權委任狀を示し、それが良好妥當であると認められた後、次の諸條を協定した。

第一條

1 この條約の對象である租稅は、次のものとする。

(a) 日本國においては、所得稅及び法人稅

(b) タイにおいては、所得稅

2 この條約は、所得又は利得に對する他の租稅で、1に掲げる租稅と實質的に同様の性質を有し、かつ、この條約の署名の日の後にいづれの一方の締約國において課されるものについても、また、適用する。

第二條

1 この條約において、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

(a) 「日本國」とは、地理的意味で用いる場合には、日本國の租稅に關する法令が施行されているすべての領域をいう。

(b) 「タイ」とは、タイ王國をいう。

(c) 「一方の締約國」及び「他方の締約國」とは、文脈により、日本國又はタイをいう。

(d) 「日本國の租稅」とは、所得稅及び法人稅並びに第一條2にいう所得又は利得に對するその他の租稅で、これらの租稅と實質的に同様の性質を有するものをいう。

的に同様の性質を有するものを用いて、「タイの租稅」とは、所得稅及び第一條2にいう所得又は利得に對するその他の租稅で、これらの租稅と實質的に同様の性質を有するものをいう。

(e) 「租稅」とは、文脈により、日本國の租稅又はタイの租稅をいう。

(f) 「日本の法人」とは、日本國の法律により設立された会社その他の法人又は日本國の租稅に關し、日本國の法律により設立された法人として取り扱われる法人格を有しない団体を用いて、「タイの法人」とは、タイの法律により設立された会社その他の法人又はタイの法律により設立された法人と實質的に同様の方法で課稅される法人格を有しない団体を用いて、

(g) 「一方の締約國の法人」及び「他方の締約國の法人」とは、文脈により、日本の法人又はタイの法人をいう。

(h) 「日本國の居住者」とは、日本國の租稅に關し日本國の居住者であり、かつ、タイの租稅に關しタイの居住者でない個人及び日本の法人をいい、「タイの居住者」とは、タイの租稅に關しタイの居住者であり、かつ、日本國の租稅に關し日本國の居住

者でない個人及びタイの法人をいう。

(i) 「一方の締約国の居住者」及び「他方の締約国の居住者」とは、文脈により、日本国の居住者又はタイの居住者をいう。

(j) 「日本の企業」とは、日本国の居住者が営む産業上又は商業上の企業又は事業をいい、「タイの企業」とは、タイの居住者が営む産業上又は商業上の企業又は事業をいう。

(k) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、文脈により、日本の企業又はタイの企業をいう。

(l) 「恒久的施設」とは、事業を行なう一定の場所で、企業がその事業の全部又は一部を行なつてゐるものをいう。

(i) 「事業を行なう一定の場所」とは、管理所、支店、事務所、工場、作業場、倉庫及び鉱山、採石場その他天然資源を採取する場所を含む。

(ii) 一方の締約国の企業は、次の場合には、他方の締約国内に恒久的施設を有するものとされる。

(aa) 当該他方の締約国において、建設、すえ付け若しくは組立ての工事又はこれらに類する工事を行なう場合

(bb) 当該他方の締約国において、第十条にいう芸能人の役務を提供する事業を行なう場合

(iii) 一方の締約国の企業が、他方の締約国において、物品又は商品の加工のためではなく、もっぱらそれらの物品若しくは商品の購入若しくは展示のために単なる貯蔵施設を使用し、又はそのために事業を行なう一定の場所を保有することとはならない。

(iv) 一方の締約国内で他方の締約国の企業のために又はこれに代わつて行動する者は、次の場合にのみ、当該一方の締約国内における当該企業の恒久的施設とされる。

(aa) その者が、当該一方の締約国内で、当該企業のために又はこれに代わつて契約を締結し及び締結する権限を有し、かつ、これを常習的に行使する場合。ただし、その者の行動が当該企業のために又はこれに代わつてもっぱら物品又は商品を購入することに限られる場合は、この限りでない。

(bb) その者が、当該企業に属する物品又は商品の在庫

で、通常これから当該企業のために又はこれに代わつて物品又は商品を引き渡すものを、当該一方の締約国内に、常習的に保有する場合

(cc) その者が、当該一方の締約国内で、もっぱら又は主として、当該企業自体のために、又は当該企業及び当該企業により支配され若しくは当該企業に支配的的利益を有する他の企業のために常習的に注文を取得する場合

(v) 一方の締約国の企業と他方の締約国内における顧客となる者との間の仲介者としてのみ行動する仲立人、問屋その他純然たる独立の地位を有する代理人は、当該他方の締約国内における当該企業の恒久的施設とはされない。

(vi) 一方の締約国の法人が他方の締約国内で営業若しくは事業を行なう法人を支配し又はこれに支配されているという事実のみによつては、いずれの一方の法人も、他方の法人の恒久的施設であることとはならない。

(iii) 「産業上又は商業上の利得」には、製造業、商業、農業、漁業、鉱業及び保険業の利得並び

に銀行業務及び証券業務から生ずる利得を含み、配当、利子、賃貸料、使用料、資産収益又は人的役務の報酬として取得する所得を含まない。

(n) 「権限のある当局」とは、日本国については、大蔵大臣又は権限を与えられたその代理者をいい、タイについては、大蔵大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。

2 いずれの一方の締約国がこの条約の規定を適用する場合にも、特に定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、自国の租税に関する法令における意義を有するものとする。

第三条

1 一方の締約国の企業の産業上又は商業上の利得（船舶又は航空機の運用から生ずる利得を除く。）に對しては、その企業が他方の締約国内でその国内にある恒久的施設を通じて営業又は事業を行なわな

い限り、当該他方の締約国において租税を課さない。一方の締約国の企業が他方の締約国内でその国内にある恒久的施設を通じて営業又は事業を行なう場合には、その利得に對し、その恒久的施設に歸せられる部分についてのみ、当該他方の締約国において租税を課することができ。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内でその国内にある恒久的施設を通じて営業又は事業を行なう場合には、その恒久的施設が同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行ない、かつ、その恒久的施設を有する企業と、独立の立場で、取引を行なう独立の企業であるとすれば、その恒久的施設が当該他方の締約国内で取得すると見られる産業上又は商業上の利得が、その恒久的施設に歸せられるものとする。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内でその国内にある恒久的施設を通じて営業又は事業を行なう場合には、その恒久的施設が同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行ない、かつ、その恒久的施設を有する企業と、独立の立場で、取引を行なう独立の企業であるとすれば、その恒久的施設が当該他方の締約国内で取得すると見られる産業上又は商業上の利得が、その恒久的施設に歸せられるものとする。

3 恒久的施設の産業上又は商業上の利得を決定するに際しては、経費及び一般管理費を含むすべての費用で、その恒久的施設のために生じたものは、その恒久的施設が存在する締約国内で生じたか又は他の場所が生じたかを問はず、経費に算入することを認められるものとする。

4 一方の締約国が租税を決定するに際しては、他方の締約国の企業が当該企業のために当該一方の締約国内で単に購入したにすぎない物品又は商品については、所得の計算上考慮しないものとする。

第四条

(a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営上若しくは資金

上の支配に直接若しくは間接に參加する場合又は

(b) 同一の個人若しくは法人が一方の締約國の企業及び他方の締約國の企業の經營上若しくは資金上の支配に直接若しくは間接に參加する場合

であつて、そのいずれの場合においても、両企業間に、その商業上又は資金上の關係において、獨立の企業間に設けられる条件と異なる条件が設けられ、又は課されるときは、それらの条件がなかつたならば一方の企業の利得となつたはずである利得で、それらの条件のために当該一方の企業の利得とならなかつたものは、その企業の利得に算入して課税することができる。

第五條

1 一方の締約國の企業が航空機の運用により取得する利得については、他方の締約國の租税を免除する。ただし、当該航空機が、もつぱら又は主として当該他方の締約國內の隔地間に運用されている場合は、この限りでない。

2 一方の締約國の企業が船舶の運用により取得する利得に対し他方の締約國が課する租税の額は、その額の五十パーセントに等しい額だけ軽減される。ただし、当該船舶が、もつぱら又は主として当該他方の締約國內の隔地間に運用さ

れている場合は、この限りでない。

第六條

1 2の規定に従ふことを条件として、一方の締約國の法人が他方の締約國の法人であるその親会社に支払う配当に対して当該一方の締約國が課する租税の税率は、二十五パーセントをこえないものとする。

2 一方の締約國の法人で産業的事業に従事するものが他方の締約國の居住者に支払う配当に対して当該一方の締約國が課する租税の税率は、二十パーセントをこえないものとする。ただし、当該居住者が、配当を支払う法人の親会社である場合には、その租税の税率は、十五パーセントをこえないものとする。

3 一方の締約國の法人が他方の締約國內の源泉から利得又は所得を取得する場合には、当該他方の締約國においては、その法人が支払う配当(当該他方の締約國の居住者に支払うものを除く)に対するいかなる課税も、また、その法人の留保所得に対する留保所得税としての性質を有するいかなる租税の賦課も、当該配当又は留保所得が前記の利得又は所得の全部又は

一部であるといふことを問はず、行なわれない。

4 一方の締約國の法人が支払う配当は、その締約國內に源泉がある所得として取り扱われる。

5 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約國の居住者が他方の締約國內に恒久的施設を有し、かつ、その配当がその恒久的施設に歸せられる場合には、当該他方の締約國は、その配当に対して、第三條の規定が適用される産業上又は商業上の利得と同様のものとして、自國の税法の規定に従つて租税を課することができる。

6 1及び2において、「親会社」とは、配当が支払われることとなる日の直前少なくとも六箇月の間、その配当を支払う法人の議決権ある全株式の二十五パーセント以上のものを所有する法人をいう。

7 2において「産業的事業」とは、次に掲げる種類のいずれかに該当する事業をいう。

- (a) 製造業、組立業及び加工業
- (b) 建設業、土木業及び造船業
- (c) 電気(水力によるものを含む)、ガス及び水道の供給事業
- (d) 栽培業、農業、林業及び漁業
- (e) その他の事業で、この條の規定の適用上、その事業が存在する締約國の権限のある当局が「産業的事業」とであると認めるもの

第七條

1 一方の締約國の政府(その地方公共団体を含む)が他方の締約國內の源泉から取得する利子については、当該他方の締約國の租税を免除する。

2 一方の締約國が所有する金融機關が他方の締約國內の源泉から取得する利子については、当該他方の締約國の租税を免除する。

3 一方の締約國の居住者が受け取る利子で、他方の締約國の政府(その地方公共団体を含む)が発行する債券に係るものについては、当該他方の締約國の租税を免除する。

4 第六條7に規定する産業的事業に従事する一方の締約國の企業が發行する社債又は当該企業に対する貸付金の利子で、他方の締約國の法人である金融機關(保險会社を含む)が受け取るものに対して当該一方の締約國が課する租税の税率は、十パーセントをこえないものとする。

5 一方の締約國の政府(その地方公共団体を含む)又は一方の締約國の企業が支払う利子は、その締約國內に源泉がある所得として取り扱う。ただし、船舶又は航空機の購入に係る債務に關して支払う利子を除き、

が他方の締約國の居住者に対して支払う利子又は

(b) 一方の締約國の企業で他方の締約國內に恒久的施設を有するものが支払う利子

であつて、その恒久的施設に屬する資金から直接支払われるものうち、その恒久的施設の營業又は事業の遂行に当たり、その使用のために負担した債務又はその受け入れた金融業務に係る預金に關するものは、その恒久的施設が存在する國に源泉がある所得として取り扱う。

6 3及び4の規定にかかわらず、一方の締約國の居住者が他方の締約國內に恒久的施設を有し、かつ、その利子がその恒久的施設に歸せられる場合には、当該他方の締約國は、その利子に対して、第三條の規定が適用される産業上又は商業上の利得と同様のものとして、自國の税法の規定に従つて租税を課することができる。

7 この條において「利子」とは、債券、証券、利子証書、社債その他のすべての種類の債権の利子をいう。

第八條

1 一方の締約國內の源泉から他方の締約國の居住者が取得する使用料に対して当該一方の締約國が課する租税の税率は、十五パーセントをこえないものとする。

- 2 この条において「使用料」とは、著作権、特許権、意匠権、秘密工程及び秘密方式、商標権その他これらに類する財産の使用又は使用の権利の対価として支払われる使用料その他の料金をいい、映画フィルム及び鉱山、採石場その他天然資源を採取する場合の運用に關して支払われる使用料、賃貸料その他の料金を含まない。
- 3 使用料は、2にいう財産が使用される締約国内に源泉がある所得として取り扱ふ。
- 4 一方の締約国の居住者が2にいう財産を譲渡することにより他方の締約国内の源泉から取得する所得に対して当該他方の締約国が課する租税の税率は、その所得に係る収入金額の十五パーセントをこえないものとする。
- 5 2にいう財産の譲渡から生ずる所得は、その財産が使用される締約国内に源泉がある所得として取り扱ふ。
- 6 1及び4の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内に存在する恒久的施設を有し、かつ、その使用料又は所得がその恒久的施設に歸せられる場合には、当該他方の締約国は、その使用料又は所得に対して、第三条の規定が適用される産業上又は商業上の利得と同様のものとして、

自国の税法の規定に従つて租税を課することができる。

第九条

- 1 政府の職務の遂行として提供された役務について、一方の締約国の政府（地方公共団体を含む。）が支払い、又は当該政府の支出に係る基金から支払われる給料、賃金、退職年金又はこれらに類する報酬で、当該一方の締約国の国民である個人（永住のため他方の締約国に入国することを許可された者を除く。）に支払われるものについては、当該他方の締約国の租税を免除する。
- 2 この条の規定は、前記の政府が利得を得る目的で行なう営業又は事業に關して提供された役務について支払う給料、賃金、退職年金又はこれらに類する報酬には、適用しない。

第十条

- 1 一方の締約国の居住者である個人は、他方の締約国内でいずれかの課税年度において行なつた人的役務（自由職業を含む。）の報酬又は利得につき、次のことを条件として当該他方の締約国の租税を免除される。
- (a) その個人が当該課税年度を通じて合計百八十日をこえない期間当該他方の締約国内に滞在し、

(b) その役務が当該一方の締約国の居住者のために、又はその者に代わつて行なわれ、かつ、

(c) その報酬又は利得が当該他方の締約国の租税を課される企業の利得を計算するに当たり経費に算入されないこと。

2 この条の規定は、演劇、映画、ラジオ又はテレビジョンの俳優、音楽家、運動家等の芸能人の報酬又は利得には、適用しない。

第十一条

他方の締約国を訪れた当初に一方の締約国の居住者である個人で、当該他方の締約国の政府又は当該他方の締約国内の一般に認められた大学、学校その他の教育機関の招請により、当該他方の締約国内の教育機関において教育又は研究を行なうため、当該他方の締約国を訪れ、二年をこえない期間滞在するものは、その教育又は研究に対する報酬につき、当該他方の締約国の租税を免除される。

第十二条

- 1 他方の締約国を訪れた当初に一方の締約国の居住者である個人で、もつばら、
- (a) 当該他方の締約国内の一般に認められた大学若しくは学校の学生として、
- (b) 政府若しくは宗教、慈善、學術、文芸若しくは教育の団体か

らの主として勉学若しくは研究のための交付金、手当若しくは奨励金の受領者として、又は

(c) 事業修習者として、当該他方の締約国内に一時的に滞在するものは、次のものにつき、当該他方の締約国の租税を免除される。

- (i) 生計、教育、勉学、研究又は訓練のための海外からの送金
- (ii) 交付金、手当又は奨励金

当該他方の締約国における人的役務に対する報酬で、課税年度を通じて三十六万円又は二万バーツをこえないもの

2 他方の締約国を訪れた当初に一方の締約国の居住者である個人で、当該一方の締約国の企業若しくは1(b)に掲げる団体の使用人として又はこれらの企業若しくは団体との契約に基づき、もつばらこれらの企業又は団体以外の者から技術上、職業上又は事業上の経験を習得するため、十二箇月をこえない期間当該他方の締約国内に一時的に滞在するものは、その経験の習得に直接關係のある役務に対するその期間中の報酬については、海外から受け取る報酬及び当該他方の締約国内において支払われる報酬の総額が、課税年度を通じて百万円又は五万五千バーツをこえ

ないときは、当該他方の締約国の租税を免除される。

- 3 他方の締約国を訪れた当初に一方の締約国の居住者である個人で、当該他方の締約国の政府（地方公共団体を含む。）との取極に基づき、もつばら勉学、研究又は訓練のため当該他方の締約国内に一時的に滞在するものは、その勉学、研究又は訓練に直接關係のある役務に対する報酬については、海外から受け取る報酬及び当該他方の締約国内において支払われる報酬の総額が、課税年度を通じて百万円又は五万五千バーツをこえないときは、当該他方の締約国の租税を免除される。
- 4 1、2及び3の特典は、同時に重複しては与えられないものとする。

第十三条

- この条約の適用上、
- (a) 不動産から生ずる所得（不動産の譲渡によつて生ずる利得又は収益を含む。）及び鉱山、採石場その他天然資源を採取する場所の運用に關する使用料は、当該不動産又は鉱山、採石場その他天然資源を採取する場所が存在する締約国内に源泉がある所得として取り扱ふ。
- (b) 人的役務（自由職業を含む。）に対する報酬又は利得は、それら

報酬又は利得が支払われる役務が行なわれた締約国内に源泉がある所得として取り扱う。また、一方の締約國の企業が運用する船舶又は航空機において行なわれた役務は、当該船舶又は航空機がもつぱら又は主として他方の締約國內の隔地間に運用されていない限り、当該一方の締約國において行なわれたものとみなす。

第十四条

1 いずれか一方の締約國において有効である法令は、この条約において反対の規定が設けられていない場合を除き、それぞれの締約國において、引き続き所得の課税を規制するものとする。

2 (a) タイ内に源泉がある所得について、直接に又は源泉徴収により納付されるタイの租税は、日本國以外の國において納付される租税を日本國の租税から控除することに關する日本國の法令の規定に従い、その所得について納付される日本國の租税から控除されるものとする。その所得が、タイの法人の議決権ある全株式の二十五パーセント以上を所有する日本の法人に對してそのタイの法人が支払う配当である場合には、前記の控除は、そのタイの法人がその利得

について納付するタイの租税を考慮に入れるものとする。

(b) (a)の控除の適用上、第六條2若しくは第七條3の規定又はタイの千九百六十二年(仏曆二千五百五十五年)の産業投資奨励法第十九條(4)及び第三十五條の規定に基づき軽減され又は免除されたタイの租税の額は、納付されたものとみなす。もつとも、日本國の租税から控除される際に考慮される千九百六十二年(仏曆二千五百五十五年)の産業投資奨励法の前記の規定に基づく免除は、この条約の署名の日に有効である同法の規定に基づき与えられる特典の範圍をこえないものとする。

(c) この項の適用上、「日本國の租税」には、住民税を含む。日本國內に源泉があり、かつ、日本國及びタイの兩國において租税を課される所得について、日本國の法令に基づき、かつ、この条約の規定に従つて、直接に又は源泉徴収により、タイの居住者によつて納付される日本國の租税の額は、その所得について納付されるタイの租税から、タイの租税が課される全所得に對するその所得の割合をタイの租税の額に乘じて得た額を限度として、控除されるものとする。その全所得の決定上、

3

日本國及びタイの兩國において租税を課される所得について、日本國の法令に基づき、かつ、この条約の規定に従つて、直接に又は源泉徴収により、タイの居住者によつて納付される日本國の租税の額は、その所得について納付されるタイの租税から、タイの租税が課される全所得に對するその所得の割合をタイの租税の額に乘じて得た額を限度として、控除されるものとする。その全所得の決定上、

いずれの國において生じた損失も、考慮に入れられないものとする。

第十五条

1 兩締約國の權限のある當局は、この条約の規定の実施、租税に關する詐欺の防止又は脱税に對処するための法規の実施に必要な情報で、兩締約國のそれぞれの税法に基づいて行政の通常の運営において入手することができ、そのものを交換することができ、このようにして交換された情報は、秘密として取り扱われなければならない。租税の賦課及び徴収に關し、又はこれらに關する異議に對しての決定に關する者(裁判所を含む)以外のかかる者にも漏らしてはならない。營業上、事業上、産業上又は職業上の秘密を明らかにするような情報は、交換してはならない。

2 各締約國は、この条約に基づいて他方の締約國が与える免除、軽減税率その他の特典がそれを受け権利のない者によつて享有されることがないようにするため、当該他方の締約國が課する租税を当該他方の締約國のために自國の租税と同様に徴収することができ、

第十六条

納税者は、いずれか一方の締約國の稅務當局の行為によりこの条約の

規定に反して二重課税の結果が生じたこと又は生ずるに至ることを立証するときは、自己が居住者である締約國の權限のある當局に對し不服を申し出ることができ、この申出が正当であると認められるときは、その權限のある當局は、その二重課税を回避するため、他方の締約國の權限のある當局と合意に達するように努めるものとする。

第十七条

1 この条約の解釈又は適用に關して困難又は疑義が生じた場合には、兩締約國の權限のある當局は、合意によつて問題を解決することができ、もつとも、この規定は、この条約に關して生ずる紛争を兩締約國間の外交上の経路による交渉によつて解決することを妨げるものと解してはならない。

2 この条約の実施に關する手続その他の細目は、兩締約國の政府間又は權限のある當局間で協議により合意することができ、

第十八条

1 この条約の規定は、國際法の一般原則により外交官及び領事官に對してこれまで与えられ又は將來与えられることがある一層広範な免除を享有する權利に影響を及ぼすものではない。

2 この条約の規定は、一方の締約國が租税を決定するに際し、自國の法令によつて現在認められており又は將來認められることがある免除、減額、控除その他の減免をいかなる態様においても制限するものと解してはならない。

3 いずれの一方の締約國の權限のある當局も、この条約の規定の解釈及び実施のために必要な定めを設けることができ、また、この条約の規定を実施するため直接相互に通信することができ、

4 いずれか一方の締約國の税法に實質的な改正が行なわれる場合には、兩締約國の權限のある當局は、その改正に伴いこの条約の規定を修正することが適當であるかどうかを検討するため相互に協議することができ、

第十九条

1 一方の締約國の國民は、他方の締約國において、同様の状況にある当該他方の締約國の國民が課されてお、又は課されることがある租税又はこれに關連する要件と異なり、又はそれよりも高く若しくは重い租税又はこれに關連する要件を課されることはない。

2 一方の締約國の企業が他方の締約國內に有する恒久的施設に對する租税は、当該他方の締約國において、同様の活動を行なう当該他

方の締約国の企業に課される租税よりも不利に課されることはな
い。

3 一方の締約国の企業で資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者によつて所有されているものは、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の他の企業で資本の全部又は一部が当該一方の締約国の一又は二以上の居住者によつて所有されているものが課されており、又は課されることがある租税又はこれに関連する要件と異なり、又はそれよりも高く若しくは重い租税又はこれに関連する要件を課されることはない。

4 この条において「一方の締約国の国民」及び「他方の締約国の国民」とは、文脈により、日本の国籍を有するすべての個人及び日本のすべての法人又はタイの国籍を有するすべての個人及びタイのすべての法人をいう。

5 この条において「租税」とは、すべての種類の租税をいう。

6 この条のいかなる規定も、いずれかの締約国が、自国の居住者でない他方の締約国の国民に対し、法令により自国の居住者にも適用される租税上の人的免除、救済及び軽減を認めることを義務づけるものと解してはならない。

第二十条

1 この条約は、日本国及びタイによりそれぞれの国内法上の手続に従つて承認されなければならない。この条約は、その承認を通知する公文の交換の日に効力を生ずる。

2 この条約は、

(a) 日本国においては、前記の公文の交換が行なわれた年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得について、

(b) タイにおいては、前記の公文の交換が行なわれた年の一月一日以後に開始する各課税年度又は各事業年度の所得について、適用するものとする。

3 いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間を経過した後はいつでも、他方の締約国に対して終了の予告を与えることによつて、この条約を終了させることができる。その予告は、六月三十日以前に与えなければならない。その場合には、この条約は、(a) 日本国においては、その終了の予告の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得について、
(b) タイにおいては、その終了の予告の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度又は各事業年度の所得について、効力を失うものとする。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この条約に署名した。

千九百六十三年三月一日にバンコックで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

島津久大

タイ政府のために

T・コーマン

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とマラヤ連邦との間の条約の締結について承認を求めるの件

右
国会に提出する。

昭和三十三年六月十二日

内閣総理大臣 池田 勇人

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とマラヤ連邦との間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とマラヤ連邦との間の条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

政府は、日本国とマラヤ連邦との間の所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のため、昭和三十三年六月四日にクアラ・ランプールで、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とマラヤ連邦との間の条約に署名した。よつて、この条約を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とマラヤ連邦との間の条約

日本国政府及びマラヤ連邦政府

は、
所得に対する租税に関し、二重課税を回避し及び脱税の防止するための条約を締結することを希望して、次のとおり協定した。

第一条

1 この条約の対象である租税は、次のものとする。

(a) マラヤ連邦においては、
所得税（以下「連邦の租税」という。）

(b) 日本国においては、
所得税及び法人税（以下「日本の租税」という。）

2 この条約は、1に掲げる租税と実質的に同様の性質を有し、か

つ、この条約の署名の日の後にいずれの一方の締約国において課される他の租税についても、また、適用する。

第二条

1 この条約において、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、
(a) 「連邦」とは、マラヤ連邦をいう。
(b) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されているすべての領域をいう。

(c) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又は連邦をいう。

(d) 「租税」とは、文脈により、日本国の租税又は連邦の租税をいう。

(e) 「日本の法人」とは、日本国の法令に基づいて設立された会社その他の法人又は日本国の租税に關し、日本国の法令に基づいて設立された法人として取り扱われる法人格を有しない団体で、その事業が連邦において管理されず、かつ、支配されているいものをいい、「連邦の法人」とは、その事業が連邦において管理され、かつ、支配されている会社で、日本国内に本店又は主たる事務所を有しないものをいう。

- (f) 「一方の締約国の法人」及び「他方の締約国の法人」とは、文脈により、日本の法人又は連邦の法人をいう。
- (g) 「日本の居住者」とは、日本國の租税に關し日本國の居住者であり、かつ、連邦の租税に關し連邦の居住者でない個人及び日本の法人をいい、「連邦の居住者」とは、連邦の法人及び連邦の租税に關し連邦の居住者であり、かつ、日本國の租税に關し日本國の居住者でないその他の者をいう。
- (h) 「一方の締約国の居住者」及び「他方の締約国の居住者」とは、文脈により、日本國の居住者又は連邦の居住者をいう。
- (i) 「日本の企業」及び「連邦の企業」とは、それぞれ、日本國の居住者が営む産業上、鉱業上、商業上、栽培業上又は農業上の企業又は事業及び連邦の居住者が営む産業上、鉱業上、商業上、栽培業上又は農業上の企業又は事業をいう。
- (j) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、文脈により、日本の企業又は連邦の企業をいう。
- (k) 「日本の企業の利得」及び「連邦の企業の利得」には、映画フィルム又は鉱山、油井、採石場そ

- の他天然資源を採取する場所の賃貸料又は使用料及び配当、利子、賃貸料、使用料、資産収益、他の企業若しくは経営体の營業、事業その他の活動の管理、支配若しくは監督から得られる料金その他の報酬又は労働若しくは人的役務の報酬として取得する所得並びに船舶又は航空機の運用によつて取得する利得を含まない。
- (l) (i) 「恒久的施設」とは、事業を行なう一定の場所、企業がその事業の全部又は一部を行なつてゐるものをいう。
- (ii) 恒久的施設は、特に、次のものを含む。
- (aa) 管理所
- (bb) 支店
- (cc) 事務所
- (dd) 工場
- (ee) 作業場
- (ff) 鉱山、油井、採石場その他天然資源を採取する場所
- (gg) 建物工事現場又は建設若しくは組立ての工事、六箇月をこえる期間存続するもの
- (iii) 次のことは、「恒久的施設」には含まれないものとする。

- (aa) 企業に属する物品又は商品をもつばら保管し、展示し、又は引き渡すため、施設を使用すること。
- (bb) 企業に属する物品又は商品の在庫を、もつばら保管し、展示し、又は引き渡すため、保有すること。
- (cc) 企業に属する物品又は商品の在庫を、もつばら他の企業による加工のため、保有すること。
- (dd) 企業のためにもつばら物品若しくは商品を購入し、又は情報を収集するため、事業を行なう一定の場所を保有すること。
- (ee) 企業のためにもつばら広告、情報の提供、科学的調査又はこれらに類する準備的若しくは補助的性質の活動を行なうため、事業を行なう一定の場所を保有すること。
- (iv) 一方の締約国の企業は、次の場合には、他方の締約国内に恒久的施設を有するものとされる。
- (aa) 当該他方の締約国において行なわれている建設、据付け又は組立ての工事に關連して、六箇月をこえる期

- 間、当該他方の締約国において監督活動を行なう場合
- (bb) 当該他方の締約国において第十條にいう芸能人の役務を提供する事業を行なう場合
- (v) 一方の締約国内で他方の締約国の企業に代わつて行動する者(vi)の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く。は、次の場合には、当該一方の締約国内における恒久的施設とされる。
- (aa) その者が、当該一方の締約国内で、当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、これを常習的に行使する場合。ただし、その者の行動が当該企業のために物品又は商品を購入することに限られる場合は、この限りでない。
- (bb) その者が、当該企業に属する物品又は商品の在庫で、通常これにより当該企業に代わつて注文に応ずるものを、当該一方の締約国内に保有する場合
- (vi) 一方の締約国の企業は、仲立人、問屋その他独立の地位を有する代理人でこれらの者としての業務を通常の方法で行なうものを通じて他方の締

- 約国内で事業活動を行なつたという理由のみでは、当該他方の締約国内に恒久的施設を有するものとされることはな
- (vii) 一方の締約国の法人が他方の締約国の法人又は他方の締約国内で事業を行なう(恒久的施設を通じるかどうかを問われない)法人を支配し又はこれに支配されているという事実のみによつては、いずれの一方の法人も、他方の法人の恒久的施設であることとはならない。
- (四) 「課税当局」とは、日本國については、大蔵大臣又は権限を与えられたその代理者をいい、連邦については、大蔵大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。
- 2 一方の締約国がこの条約の規定を適用する場合には、特に定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この条約の対象である租税に關する自國の法令上する意義を有するものとする。
- 第三条
- 一方の締約国内に源泉がある所得に對し他方の締約国の租税が課せられるときはその所得につき当該一方の締約国の租税を免除され又は軽減さ

れることをこの条約で規定している場合(他の条件が付されているといふことを問わない。)において、当該他方の締約国において施行されている法令によりその所得に対しその全額についてではなく当該他方の締約国に送金され又は当該他方の締約国内で受領された額について租税が課されることとされているときは、この条約に基づいて当該一方の締約国において認められる租税の免除又は軽減は、その所得のうち当該他方の締約国に送金され又は当該他方の締約国内で受領された額についてのみに適用する。

第四条

1 (a) 連邦の企業の利得に対しては、その企業が日本国内にある恒久的施設を通じて日本国内で事業を行なわない限り、連邦においてのみ租税を課する。連邦の企業が日本国内にある恒久的施設を通じて事業を行なう場合には、その利得に対し、その恒久的施設に帰せられる部分についてののみ、日本国が租税を課することができる。

(b) 日本の企業の利得に対しては、その企業が連邦内にある恒久的施設を通じて連邦内で事業を行なわない限り、日本国においてのみ租税を課する。日本の企業が連邦内にある恒久的施設

を通じて事業を行なう場合には、その利得に対し、その恒久的施設に帰せられる部分についてののみ、連邦が租税を課することができる。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行なう場合には、各締約国において、その恒久的施設が同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行ない、かつ、その恒久的施設を有する企業と、全く独立の立場で、取引を行なう別個のかつ分離した企業であるとすれば、その恒久的施設が取得すると見られる利得が、その恒久的施設に帰せられるものとする。

3 恒久的施設の利得を決定するに際しては、経営費及び一般管理費を含むすべての費用で、その恒久的施設が独立の企業であるとすれば控除することができるものは、合理的にその恒久的施設に配分することができるものである限り、その恒久的施設が存在する締約国内で生じたか又は他の場所が生じたかを問わず、経費に算入することを認められるものとする。

4 恒久的施設が企業のために行なつた物品又は商品の単なる購入を理由としては、いかなる利得もそ

の恒久的施設に帰せられることはない。

第五条

(a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加する場合又は

(b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加する場合であつて、

(c) そのいずれの場合においても、両企業間に、その商業上又は資金上の関係において独立の企業間に設けられる条件と異なる条件が設けられ、又は課されるときは、

それらの条件がなかつたならば一方の企業の利得となつたはずである利得で、それらの条件のために当該一方の企業の利得とならなかつたものは、その企業の利得に算入して課税することができる。

第六条

1 一方の締約国の企業が船舶及び航空機の運用により取得する利得に対しては、他方の締約国の租税を免除する。ただし、当該船舶及び航空機が、もつぱら又は主として当該他方の締約国内の隔地間に運用されている場合は、この限りでない。

2 一方の締約国の企業は、同様

及び航空機の運用により取得する利得を基礎として課されており又は課されることがある地方税を免除される。

第七条

1 一方の締約国の法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、その法人の利得のうちその配当に充てられる利得に対する租税を除くほか、当該一方の締約国において十五パーセントをこえる税率の租税を課さない。ただし、当該他方の締約国の居住者が、配当が支払われることとなる日の直前少なくとも六箇月の間、当該一方の締約国の法人の全議決権の二十五パーセント以上を有する法人である場合には、その配当に対し

ては、当該一方の締約国において十パーセントをこえる税率の租税を課さない。

2 一方の締約国の法人が他方の締約国内の源泉から利得又は所得を取得する場合には、当該他方の締約国においては、その法人が支払う配当(当該他方の締約国の居住者に支払うものを除く)に対するいかなる課税も、また、その法人の留保所得に対する留保所得税としての性質を有するいかなる租税の賦課も、当該配当又は留保所得が前記の利得又は所得の全部又は一部であるといふことを問わず、行なわれない。

3 1の規定は、一方の締約国の居住者が受け取る配当で他方の締約国内にある当該居住者の恒久的施設に帰せられるものについては、適用しない。この場合には、その恒久的施設に帰せられる配当は、第四条の規定が適用される利得として取り扱われる。

第八条

1 一方の締約国において生じ他方の締約国の居住者に支払われる使用料で、その者が当該他方の締約国において租税を課されるものについては、当該一方の締約国の租税を免除する。

2 この条において「使用料」とは、学術上の著作物の著作権、特許権、商標権、意匠若しくは模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価として、産業上、商業上若しくは学術上の設備の使用若しくは使用の権利の対価として、又は産業上、商業上若しくは学術上の経験に関する情報の対価として受け取るすべての種類の支払金をいう。

3 2にいう権利若しくは財産の譲渡による利得で、その譲渡をした者が自己が居住者である締約国において租税を課されるものについては、他方の締約国の租税を免除する。

4 1及び3の規定は、一方の締約國の居住者が受け取る使用料若しくは利得で他方の締約國內にある当該居住者の恒久的施設に歸せられるものについては、適用しない。この場合には、その恒久的施設に歸せられる使用料若しくは利得は、第四條の規定が適用される利得として取り扱われる。	2 日本國の居住者である個人は、連邦内ですれかの年において行なつた人的役務の報酬につき、次のことを条件として連邦の租税を免除される。 (a) その個人がその年を通じて合計百八十三日をこえない期間連邦内に滞在し、 (b) その役務が日本國內の雇用者のために、又はその者に代わつて行なわれ、かつ、 (c) その報酬に対して日本國の租税が課されること。	3 この條の規定は、一方の締約國の政府の公的資金からの援助を受けないで他方の締約國を訪れる演劇、映画、ラジオ又はテレビジョンの俳優、音楽家、運動家等の芸能人の報酬で、当該他方の締約國から生ずるものについては、適用しない。	第十二條 1 他方の締約國を訪れた当初に一方の締約國の居住者である個人で、もつぱら、 (a) 当該他方の締約國內の一般に認められた大学、学校その他の教育機關の学生として、 (b) 政府若しくは宗教、慈善、學術、文芸若しくは教育の団体からの主として勉學若しくは研究のための交付金、手当若しくは奨励金の受領者として、又は (c) 事業修習者として、 当該他方の締約國內に一時的に滞在するものは、次のものにつき、当該他方の締約國の租税を免除される。	3 他方の締約國を訪れた当初に一方の締約國の居住者である個人で、当該他方の締約國の政府との取極に基づき、もつぱら勉學、研究又は訓練のため、当該他方の締約國內に一時的に滞在するものは、その勉學、研究又は訓練に直接關係のある役務に対する報酬については、当該他方の締約國の租税を免除される。
5 支払われた使用料又は利得の額が、支払人と受取人との間又はその双方と第三者との間の特別の關係により、その支払の基因となつた使用、權利、財産又は情報考慮する場合、その關係がなかつたならば支払人及び受取人が合意すると見られる額をこえるときは、この條の規定は、その合意すると思われる額についてのみに適用する。その場合には、支払われた額のうち超過分に對し、この條約の他の規定に妥當な考慮を払つた上、当該締約國の法令に從つて課税することが出来るものとする。	3 この條の規定は、利得を得る目的で行なう營業又は事業に關して提供された役務について支払うものについては、適用しない。 第十條 1 連邦の居住者である個人は、日本國內ですれかの年において行なつた人的役務の報酬につき、次のことを条件として日本國の租税を免除される。 (a) その個人がその年を通じて合計百八十三日をこえない期間日本國內に滞在し、 (b) その役務が連邦内の雇用者のために、又はその者に代わつて行なわれ、かつ、 (c) その報酬に対して連邦の租税が課されること。	第十一條 他方の締約國を訪れた当初に一方の締約國の居住者である個人で、当該他方の締約國內の大学、学校その他の一般に認められた教育機關の招聘により、もつぱらそれらの教育機關において教育又は研究を行なうため当該他方の締約國を訪れ、二年をこえない期間滞在するものは、その教育又は研究に対する報酬につき、当該他方の締約國の租税を免除される。	(ii) 当該他方の締約國における人的役務について当該一方の締約國內の雇用者が支払う報酬 (iii) 掲げる報酬を除くほか、当該他方の締約國における人的役務に対する報酬又は利得で、いすれかの年を通じて三千マラヤ・ドル又は三十六万円をこえないもの	4 1、2及び3の規定にかかわらず、個人がこれらの規定のうち二の規定又はすべての規定により免除を受けることが出来る期間については、その個人は、その受けることができる免除につき定める規定のうち自己が選択する一の規定
1 政府の職務の遂行として提供された役務について日本國政府若しくは日本國の地方公共團體が支払う給料、賃金及びこれらに類する報酬で、日本國の國民であり、かつ、その支払金に対して日本國の租税を課される個人に支払われるもの又はその役務についてその個	第九條 1 政府の職務の遂行として提供された役務について日本國政府若しくは日本國の地方公共團體が支払う給料、賃金及びこれらに類する報酬で、日本國の國民であり、かつ、その支払金に対して日本國の租税を課される個人に支払われるもの又はその役務についてその個	第十二條 1 他方の締約國を訪れた当初に一方の締約國の居住者である個人で、もつぱら、 (a) 当該他方の締約國內の一般に認められた大学、学校その他の教育機關の学生として、 (b) 政府若しくは宗教、慈善、學術、文芸若しくは教育の団体からの主として勉學若しくは研究のための交付金、手当若しくは奨励金の受領者として、又は (c) 事業修習者として、 当該他方の締約國內に一時的に滞在するものは、次のものにつき、当該他方の締約國の租税を免除される。	(ii) 当該他方の締約國における人的役務について当該一方の締約國內の雇用者が支払う報酬 (iii) 掲げる報酬を除くほか、当該他方の締約國における人的役務に対する報酬又は利得で、いすれかの年を通じて三千マラヤ・ドル又は三十六万円をこえないもの	4 1、2及び3の規定にかかわらず、個人がこれらの規定のうち二の規定又はすべての規定により免除を受けることが出来る期間については、その個人は、その受けることができる免除につき定める規定のうち自己が選択する一の規定

によつてのみ、免除を受けることが出来るものとする。

第十三条

この条約の適用上、

(1) 一方の締約国の法人が支払う配当は、その締約国内に源泉があるものとして取り扱う。

(2) 一方の締約国（その地方公共団体を含む）又は一方の締約国の企業が支払う利子は、その締約国内に源泉があるものとして取り扱う。ただし、船舶又は航空機の購入に係る債務に關して支払う利子を除き、

(a) 一方の締約国の企業で両締約国外に恒久的施設を有するものが他方の締約国の居住者に対して支払う利子又は

(b) 一方の締約国の企業で他方の締約国内に恒久的施設を有するものが支払う利子

であつて、その恒久的施設の営業又は事業の遂行に當たつてその使用のために負担した債務（又は金融事業の場合にはその恒久的施設が受け入れた預金）に關するものであり、かつ、その恒久的施設が負担するものは、その恒久的施設が存在する領域内は源泉があるものとして取り扱う。

(3) 第八条2に規定する使用料は、第八条2にいう財産が使用される

締約国内に源泉があるものとして取り扱う。

(4) 第八条3に規定する権利又は財産の譲渡から生ずる利得は、その権利又は財産が使用される締約国内に源泉があるものとして取り扱う。

(5) 動産（法人の株式を除く）の譲渡から生ずる収益、利得及び所得は、その動産の譲渡が行なわれた締約国内に源泉があるものとして取り扱う。

(6) 企業が一方の締約国内で全部又は一部を生産した物品を他方の締約国内で売却することによつて取得する収益、利得及び所得は、一部は当該一方の締約国内に源泉があり、一部は当該他方の締約国内に源泉があるものとして取り扱う。

(7) 不動産からの所得（不動産の譲渡によつて生ずる収益を含む）及び鉱山、油井、採石場その他天然資源を採取する場所の運用に關する使用料は、当該不動産、鉱山、油井、採石場その他天然資源を採取する場所が存在する締約国内に源泉があるものとして取り扱う。

(8) 人的役務（自由職業を含む）に対する報酬又は利得は、それらの報酬又は利得が支払われる役務が行なわれた締約国内に源泉がある

ものとして取り扱う。また、一方の締約国の企業が運用する船舶又は航空機において行なわれた役務は、当該船舶又は航空機がもつぱら又は主として他方の締約国内の隔地間に運用されていない限り、当該一方の締約国において行なわれたものとみなす。

(9) (8)の規定にかかわらず、一方の締約国の法人の役員報酬は、

(a) その法人の事業が主として他方の締約国において行なわれる場合において、その報酬が当該他方の締約国におけるその法人の利得を決定するに際し直接に経費に算入されるものであるときは、その役員が当該一方の締約国の居住者である場合を含め、当該他方の締約国内に源泉があるものとして取り扱う。も

つとも、この規定は、恒久的施設の利得を決定するに際し経営費及び一般管理費を経費に算入することを規定する第四条3の効力を制限するものと解してはならない。

(b) (a)の規定が適用されず、かつその役員職務がもつぱらその法人の役員会の機能に關連している場合には、当該一方の締約国内に源泉があるものとして取り扱う。

第十四条

1 日本国及び連邦の法令は、この条約において反対の明文の規定が設けられていない場合を除くほか、いづれか一方の国において生ずる所得の課税を引き続き規制するものとする。所得に対して両締約国において租税が課せられるときは、二重課税からの救済は、2及び3の規定に従つて行なわれる。

2 日本国内に源泉がある所得について、直接に又は源泉徴収により納付される日本国の租税は、連邦以外の国において納付される租税を連邦の租税から控除することに關する連邦の法令の規定に従い、その所得について納付される連邦の租税から控除されるものとする。その所得が、日本の法人の議決権のある全株式の二十五パーセント以上を所有する連邦の法人に對してその日本の法人が支払う配当である場合には、前記の控除にあたり、その日本の法人がその利得について納付する日本国の租税を考慮に入れるものとする。

3 (a) 連邦内に源泉がある所得について、直接に又は源泉徴収により納付される連邦の租税は、日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに關する日本国の法令の規定に従い、その所得について納付される日本国の租税から

控除されるものとする。その所得が、連邦の法人の議決権のある全株式の二十五パーセント以上を所有する日本の法人に對してその連邦の法人が支払う配当である場合には、前記の控除にあたり、その連邦の法人がその利得について納付する連邦の租税を考慮に入れるものとする。

(b) (a)の控除の適用上、産業的及び商業的企業の連邦における設立及び発展を助長するための特別措置を定める連邦の千九百五十八年の創始産業（所得税免除）法第十九条の規定に基づき免除された連邦の租税の額は、日本国の納税者によつて納付されたものとみなす。

(c) (a)の控除の適用上、日本国の納税者が連邦の法人から連邦の千九百五十八年の創始産業（所得税免除）法第二十條の規定に基づき免除を受ける配当を受け取る場合には、同法の規定に基づき免除された連邦の租税の額は、日本国の納税者によつて納付されたものとみなす。

(d) (b)及び(c)の規定の適用上、日本国の租税から控除される際に考慮される連邦の千九百五十八年の創始産業（所得税免除）法の規定に基づき免除は、この条約の署名の日に有効である同法の

昭和三十一年七月一日 衆議院會議録第四十五号

國稅及び貿易に關する一般協定の議許の追加に關する第十議定書(日本國及びニュージーランド)の締結について

二六四

規定に基づき与えられる免除の範圍をこえないものとする。

(e) 3の規定の適用上、「日本國の租税」には、住民税を含むものとする。

第十五条

兩締約國の課税当局は、この條約の規定の実施、租税に關する詐欺の防止又は脱税に對処するための法規の実施に必要な情報(兩締約國のそれぞれの税法に基づいて入手することができもの)を交換するものとする。このようにして交換された情報は、秘密として取り扱わなければならない。租税の賦課及び徴収に關するし、又はこれらに關する異議についての決定に關する者(裁判所を含む)以外のいかなる者にも漏らしてはならない。營業上の秘密又は取引の過程を明らかにするような情報は、交換してはならない。

第十六条

1 一方の締約國の市民又は國民は、他方の締約國において、同様の状況にある当該他方の締約國の市民又は國民が課されておらず、又は課されることがある租税又はこれに關連する要件と異なり、又はそれよりも重い租税又はこれに關連する要件を課されることはない。この規定は、連邦が、この條約の署名の日に法令により認められる租税上の人的控除、救済及び

輕減で連邦の居住者でない連邦の市民又は連邦の居住者でない法令に定める他の者にのみ係るものを、連邦の居住者でない日本國の國民に對して認めることを義務づけるものと解してはならない。

2 一方の締約國の企業が他方の締約國內に有する恒久的施設に對する租税は、当該他方の締約國において、同様の活動を行なう当該他方の締約國の企業に課される租税よりも不利に課されることはない。この規定は、いずれかの締約國が、自國の居住者でない他方の締約國の市民又は國民に對し、法令により自國の居住者にのみ適用される租税上の人的控除、救済及び輕減を認めることを義務づけるものと解してはならない。

3 一方の締約國の企業で資本の全部又は一部が他方の締約國の一又は二以上の居住者によつて直接に又は間接に所有され、又は支配されているものは、当該一方の締約國において、当該一方の締約國の類似の他の企業が課されておらず、又は課されることがある租税又はこれに關連する要件と異なり、又はそれよりも重い租税又はこれに關連する要件を課されることはない。この條において「市民又は國民」とは、次のものをいう。

(a) 連邦については、連邦の市民權を有するすべての個人及び連邦で施行されている法令によりその地位を与えられたすべての法人、組合その他の団体

(b) 日本國については、日本國の國籍を有するすべての個人並びに日本國の法令に基づいて設立されたすべての会社その他の法人及び日本國の租税に關し日本國の法令に基づいて設立された法人として取り扱われる法人格を有しないすべての団体

第十七条

1 納税者が、自己がその居住者である締約國の課税当局に對し、この條約のいずれかの規定に基づいて受ける權利を有する待遇を他方の締約國において受けなかつたことを明らかにするときは、その課税当局は、その二重課税を回避するため、当該他方の締約國の課税当局と協議するものとする。

第十八条

1 この條約は、批准されなければならない。批准書は、できる限り

すみやかに東京で交換されるものとする。

2 この條約は、批准書の交換の日に効力を生じ、かつ、連邦においては、批准書の交換が行なわれた年の一月一日以後に開始する各賦課年度の租税について、

(a) 日本國においては、批准書の交換が行なわれた年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税について、適用するものとする。

3 いずれの一方の締約國も、この條約の効力發生の日から五年の期間を経過した後はいつでも、他方の締約國に對して終了の予告を与えることができる。この條約を終了させることができる。その予告は、六月三十日以前に与えなければならない。その場合には、この條約は、

(a) 連邦においては、その予告が与えられた年の翌年の一月一日以後に開始する各賦課年度の租税について、

(b) 日本國においては、その予告が与えられた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税について、

効力を失ふものとする。

以上の証據として、下名は、それぞれの政府からこのために正當な委任を受け、この條約に署名した。

千九百六十三年六月四日にクラ・ランブルで、英語により本書二通を作成した。

日本國政府のために

大隈 渉

マラヤ連邦政府のために

タン・シュー・シン

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。外務委員長野田武夫君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔野田武夫君登壇〕

○野田武夫君 たいだいま議題となりました三案件につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、ガットの議許の追加の第十議定書について申し上げます。

昨年ニュージーランドがわが國に對し、ガット第三十五条の援用を撤回したときの申し合わせにより、ガットの議許の追加について關稅交渉を行なつておりましたが、これが妥結を見ましたので、本年一月二十八日本件議定書が作成されました。本件議定書の付屬書により、わが國がニュージー

ランドに与える譲許は一品目、ニュー・ジラランドがわが国に与える譲許は二十九品目であります。

次に、租税条約について申し上げます。

政府は、タイ及びマラヤ連邦との間に、所得に対する二重課税回避のための条約の締結について交渉を行なっておりましたが、合意が成立しましたので、タイとは本年三月一日バンコックにおいて、マラヤ連邦とは本年六月四日クアラ・ランブルにおいて、それぞれ条約に署名を行なったのであります。

これらの条約の内容は、ほぼ同様であります。企業の特得に対する課税基準、航空機または船舶の運用による利得に対する租税の免除または軽減、配当所得等の課税限度、自由職業等の人的役務の報酬に対する課税方式、教授、留学生等に対する租税の免除について規定し、また、二重課税排除の方法、租税上の内国民待遇の相互供与等について規定しております。

ガットの譲許の議定書及びタイとの租税条約は三月十二日、マラヤ連邦との租税条約は六月十二日、それぞれ本委員会に付託されましたので、政府から提案理由の説明を聞き、質疑を行ないましたが、詳細は会議録により御了承を願います。

かくて、六月二十五日、質疑を終了し、討論を省略して採決を行ないました。

たところ、いずれも全会一致をもって承認すべきものと議決いたしました。

右、御報告いたします。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 三件につき、討論の通告があります。順次これを許します。正示啓次郎君。

「正示啓次郎君登壇」

○正示啓次郎君 私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となりましたニュー・ジラランドとのガット譲許に関する議定書並びにタイ及びマラヤ連邦との租税条約の合わせて三つの外交案件に対し、賛成の討論を行なわんとするものであります。

右三件の内容は、いまさら申し上げるまでもなく、いずれも現下わが国経済外交の推進上、まことに適切かつ緊要なものであります。外務委員長御報告のとおり、同委員会においてはこの方面に最も詳しい委員により十分御審議を尽くし御賛成を得たものであります。

よって、ここにあらためて賛成の意思を表示して討論といたします。

(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 戸叶里子君。

「戸叶里子君登壇」

○戸叶里子君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題になりました関税及び貿易に関する一般協定の譲許の追加に関する第十議定書(日本国及びニュー・ジラランド)の締結について

承認を求める件、所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約の締結について承認を求める件、所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とマラヤ連邦との間の条約の締結について承認を求める件の三案について、賛成の討論を行なわんとするものであります。(拍手)

まず、第一の、日本国とニュー・ジラランドとの間のガットの譲許の追加に關する第十議定書の締結について賛成の討論を行ない、あわせて政府の貿易政策に対し反省を求めんとするものであります。(拍手)

政府は、本議定書によつて、ニュー・ジラランドに対して羊肉一品目について関税譲許を行ない、ニュー・ジラランドは二十九品目の譲許を行なっておりますが、これを一九六一年の貿易総額で見ますと、羊肉の輸入は五百八十一万ドルであり、これに見合う二十九品目のわが国の輸出は三百三十一万ドルであります。貿易の拡大をわが国の国策として今日、このような入超の状態はまことに遺憾でありまして、特にこれが原材料でなく消費物資であることを考えますと、輸出の増大に一段の努力を払わなければならないと思われまふ。(拍手)さらにまた、わが国としては重工業製品等についても貿易を

希望しているにもかかわらず、今回の譲許表にそれらについて何ら触れておらないことはまことに遺憾であります。

品の出増大に努めるべきであると考え、本議定書の締結にあたり、私は、通商政策について政府に深甚なる注意を喚起して、賛成の討論といたしたいと思います。(拍手)

わが国が昭和三十一年にガットに加入いたしましたときには、ニュー・ジラランド政府は、英連邦の一員として、連合王国にならぬ、わが国に対しガット第三十五条を援用し、わが国の産品に対しては同国の最高の関税率と差別的な輸入制限を適用しておりました。が、昭和三十三年に至り、ガット第三十五条の援用はそのまま続けながら、二国間の関係では相互に最低関税率を適用すること及び差別的輸入制限を撤廃することに同意して、現行の通商協定が成立したのであります。さらに、この通商協定が発効以来三年にわたるわが国との貿易が安定して発展していることにかんがみて、ニュー・ジラランド政府は、昭和三十七年にわが国の年来の要望であったガット第三十五条の援用撤回に踏み切り、通商協定の改正をいたしましたのであります。

ニュー・ジラランドは、わが国に対して非常に好意を抱いており、連合王国がEECに加入するため従来とつてきていた英連邦特惠関税を撤廃する意向を示し、同国はますますわが国との貿易を盛んにする機構となつてきております。したがって、政府は、同国との友好関係を一そう緊密にして、わが国産品の輸出増大に努めるべきであると考え、本議定書の締結にあたり、私は、通商政策について政府に深甚なる注意を喚起して、賛成の討論といたしたいと思います。(拍手)

次に、所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約及び日本国とマラヤ連邦との間の条約について、賛成討論をいたします。

貿易を振興するための条件として、二重課税の回避及び脱税の防止は最も大切であることは申すまでもありません。しかし、この条約を締結しても、日本として相変わらず貿易面でたいして効果をあげないといふことではなからぬと思ふのであります。

まず、タイとの関係を見ますと、大蔵省の日本外国貿易月報によれば、一九六〇年のわが国との貿易に對する輸出は四百二十三億圓、タイからの輸入は二百六十億圓、六一年の輸出は四百八十二億圓、輸入は二百八十二億圓、六二年は輸出が五百三十五億圓、輸入が二百五十八億圓とあるように、わが国の非常な出超となつてゐるのであります。これは日タイ間の大きな問題となつてゐるのであります。わが国から見れば入超よりは出超が喜ばしいかも知れませんが、ある程度はバランスがないと、先方からのどんな措置が今後考えられるかもしれないわけでありま

昭和三十一年七月一日 衆議院會議録第四十五号

關稅及び貿易に關する一般協定の議定の追加に關する第十議定書(日本國及びニュージーランド)の締結について

二二六六

す。現に、池田首相は、タイ特別關の審議に關して、九十六億圓を無償供与することに理由として、兩國間の貿易は最近わが國の大きな出超となつてゐるが、これが輸入制限をやらねば、もしてはとんでもないことになるわけ、こゝろを考へて、大所高所から判斷して、兩國の納得する方法は、すなわち九十六億圓の無償供与、これよりほかはないと考へたといふ趣旨の答弁をされたのであります。しかしながら、前にあげた數字から見ても、日タイ兩國間の貿易關係は改善されたとは言へず、金額は多少増加してありますが、輸出入の開きはかゝつて増大しており、貿易關係はむしろ悪化したと考へられるのであります。池田總理大臣が、かつて國會で、先方から輸入制限をされたいへんであるから、貿易のバランスをとるために九十六億圓をタイに供与したと答弁されたのは、筋の通らない無償供与に対する國民の強い反対意見を押さへるための方便であつたのかといふ疑いを持たれてもしかたがありません。(拍手)この非難をこうむらないためにも、日本とタイとの貿易關係の改善をはかることを強く要望するものであります。

次に、マラヤとの關係であります。わが國は、東南アジアの開発及び貿易の増大につとめており、特にマラヤ連邦は、日本にとって重要な原材料供給國として、わが國への輸入額も、東南アジア諸國中最高であり、わが國からの企業進出、船舶寄港等も多かったものであります。従来、これらの國々との間に租稅條約の締結がなかつたので、これらの國に進出した企業会社、貿易会社等はいずれも二重課税に苦しんでゐましたが、今般、この條約の締結により二重課税を回避し、この條約を通じて、わが國とマラヤ連邦との間の經濟、學術、文化の面にわたる交流が促進されるわけであり、

私は、以上述べました点を政府に警告しつつ、これらの條約の承認に賛意を表するとともに、まだこの種條約の締結されてゐない諸國との間にもすみやかに條約を結び、友好關係をさらに増進することを強く政府に要望して、私の討論を終了する次第であります。(拍手)

討論終局の動議(竹山祐太郎君外二十二名提出)

○議長(清瀬一郎君) 竹山祐太郎君外二十二名より、討論終局の動議が提出されました。

本動議を採決いたします。

この採決は記名投票をもつて行ないます。竹山君外二十二名提出の討論終局の動議に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参されんことを望みます。——閉鎖。

〔議場閉鎖〕

○議長(清瀬一郎君) 氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○議長(清瀬一郎君) 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開閉。——閉鎖。

〔議場閉鎖〕

○議長(清瀬一郎君) 投票を計算いたさせます。

〔参事投票を計算〕

○議長(清瀬一郎君) 投票の結果を事務總長より報告いたさせます。

〔事務總長報告〕

投票總數 二百九十一
可とする者(白票) 百九十六
否とする者(青票) 九十五

〔拍手〕

○議長(清瀬一郎君) 右の結果、討論は終局するに決しました。

竹山祐太郎君外二十二名提出討論終局の動議を可とする議員の氏名

安倍晋太郎君	安藤 覺君	飯塚 定輔君	池田 清志君	坂田 道太君	櫻内 義雄君
相川 勝六君	逢澤 寛君	池田正之輔君	石井光次郎君	笹本 一雄君	薩摩 雄次君
愛知 揆一君	赤城 宗徳君	石田 博英君	稲葉 修君	始関 伊平君	権名悦三郎君
秋田 大助君	足立 篤郎君	今松 治郎君	宇田 國榮君	島村 一郎君	正示啓次郎君
天野 公義君	綾部健太郎君	宇野 宗佑君	上村千一郎君	周東 英雄君	壽原 正一君
有馬 英治君	井出一太郎君	植木庚子郎君	白井 莊一君	鈴木 正吾君	鈴木 善幸君
井原 岸高君	井村 重雄君	内海 安吉君	浦野 幸男君	瀬戸山三男君	關谷 勝利君
伊藤 五郎君	伊藤 郷一君	江崎 眞澄君	小笠 公昭君	園田 直君	田川 誠一君
伊藤 宗一郎君	伊藤 繁次郎君	小川 半次君	小川 平二君	田口長治郎君	田澤 吉郎君
		小沢 辰男君	小澤佐重喜君	田中伊三次君	田中 榮一君
		小澤 太郎君	尾関 義一君	田中正巳君	田邊 國男君
		大石 武一君	大上 司君	高橋清一郎君	高橋 等君
		大久保武雄君	大森 康君	高見 三郎君	竹下 登君
		大平 正芳君	大森 玉木君	竹山祐太郎君	千葉 三郎君
		岡崎 英城君	岡田 修一君	津雲 國利君	津島 文治君
		岡本 茂君	加藤常太郎君	塚原 俊郎君	辻 寛一君
		賀屋 興宣君	金子 一平君	寺島隆太郎君	渡海元三郎君
		金子 岩三君	金丸 信君	徳安 實藏君	床次 徳二君
		上林山榮吉君	龜岡 高夫君	富田 健治君	中曾根康弘君
		鴨田 宗一君	唐澤 俊樹君	中野 四郎君	中村 幸八君
		飯谷 忠男君	川野 芳滿君	中村 寅太郎君	中村庸一郎君
		川村善八郎君	木村 公平君	中山 マサ君	永田 亮一君
		木村 俊夫君	木村 守江君	瀧尾 弘吉君	橋橋 渡君
		北澤 直吉君	久野 忠治君	南條 徳男君	二階堂 進君
		久保田円次君	久保田藤麿君	丹羽喬四郎君	丹羽 兵助君
		草野 一郎平君	倉成 正君	西村 直己君	野田 武夫君
		藏内 修治君	黒金 泰美君	野原 正勝君	羽田武嗣郎君
		小泉 純也君	小枝 一雄君	橋本登美三郎君	長谷川四郎君
		小金 義照君	小坂善太郎君	長谷川 峻君	八田 貞義君
		小島 徹三君	小平 久雄君	濱田 幸雄君	濱地 文平君
		小山 長規君	瀧田 彌三君	早川 崇君	林 博君
		佐々木秀世君	佐々木義武君	原 健三郎君	原田 憲君
		佐藤洋之助君	齋藤 邦吉君	廣瀬 正雄君	福家 俊一君

昭和三十三年七月一日 衆議院會議録第四十五号

開税及び貿易に関する一般協定の議許の追加に関する第十議定書(日本国及びニュージーランド)の締結について承認を求めるの件外二件

一二六七

福田 越夫君	福永 健司君	河上丈太郎君	河野 正君
藤井 勝志君	藤本 捨助君	木原津與志君	久保 三郎君
古川 丈吉君	保科善四郎君	久保田 豊君	栗林 三郎君
保利 茂君	坊 秀男君	黒田 壽男君	小林 信一君
細田 吉蔵君	本名 武君	小林 ちづ君	小松 幹君
前尾繁三郎君	前田 正男君	兒玉 末男君	河野 密君
前田 義雄君	松本 一郎君	佐々木更三君	佐藤觀太郎君
松山千恵子君	三池 信君	佐野 憲治君	阪上安太郎君
三木 武夫君	水田三喜男君	島上善五郎君	島本 虎三君
南 好雄君	宮澤 胤男君	下平 正一君	東海林 裕君
村上 勇君	毛利 松平君	杉山元治郎君	鈴木茂三郎君
森 清君	森下 國雄君	田口 誠治君	田中織之進君
森田重次郎君	森山 欽司君	田中 武夫君	田邊 誠君
八木 徹雄君	保岡 武久君	田原 春次君	多賀谷眞稔君
柳谷清三郎君	山手 滿男君	高津 正道君	滝井 義高君
山中 貞則君	山村新治郎君	楠 兼次郎君	坪野 米男君
山本 猛夫君	吉田 重延君	戸叶 里子君	堂森 芳夫君
米田 吉盛君	米山 恒治君	中村 高一君	中村 英男君
早稲田柳石高君	伊藤卯四郎君	橋崎弥之助君	成田 知巳君
稻富 稜人君	受田 新吉君	二宮 武夫君	西村 力弥君
春日 一幸君	佐々木良作君	野口 忠夫君	野原 覺君
田中幾三郎君	西尾 末廣君	長谷川 保君	畑 和君
門司 亮君	本島百合子君	原 彪君	日野 吉夫君

安宅 常彦君	足鹿 覺君	肥田 次郎君	平岡忠次郎君
淡谷 悠蔵君	井手 以誠君	広瀬 秀吉君	細迫 兼光君
猪俣 浩三君	石川 次夫君	前田榮之助君	松井 政吉君
石山 權作君	板川 正吾君	松平 忠久君	松原喜之次君
緒方 孝男君	大柴 滋夫君	三木 喜夫君	三宅 正一君
岡田 利春君	加藤 勘十君	武藤 山治君	村山 喜一君
加藤 清二君	片島 港君	森島 守人君	森本 靖君
勝澤 芳雄君	角屋堅次郎君	矢尾喜三郎君	安井 吉典君
川俣 清吉君	川村 義義君	安平 鹿一君	山内 広君
		山口丈太郎君	山口 鶴男君

山田 長司君	山中 吾郎君	山田 長司君	山中 吾郎君
山中日露史君	山花 秀雄君	山本 幸一君	湯山 勇君
横路 節雄君	吉村 吉雄君	和田 博雄君	渡辺 惣蔵君
谷口善太郎君			

○議長(清瀬一郎君) 投票漏れはありませんか。――投票漏れなしと認めます。投票箱開鎖。開匣。――開鎖。	○議長(清瀬一郎君) 投票を計算いたさせます。
〔参事氏名を点呼〕	○議長(清瀬一郎君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。
〔事務総長報告〕	投票総数 二百九十五
可とする者(白票) 二百九十四	否とする者(青票) 一
○議長(清瀬一郎君) 右の結果、開税及び貿易に関する一般協定の議許の追加に関する第十議定書(日本国及びニュージーランド)の締結について承認を求めるの件外二件は委員長報告のとおり承認するに決しました。(拍手)	三件を委員長報告の通り承認するを可とする議員の氏名
安倍晋太郎君	安藤 覺君
逢澤 寛君	愛知 揆一君
赤城 宗徳君	足立 篤郎君
天野 公義君	綾部健太郎君
有馬 英治君	井出一太郎君
井原 岸高君	井村 重雄君
伊藤 五郎君	伊藤 郷一君
伊藤宗一郎君	伊藤繁次郎君
飯塚 定輔君	池田 清志君
石井光次郎君	石田 博英君
稻葉 修君	今松 治郎君

宇田 國榮君	宇野 宗佑君
上村千一郎君	植木庚子郎君
白井 莊一君	内海 安吉君
浦野 幸男君	江崎 真澄君
小笠 公昭君	小川 半次君
小川 平二君	小沢 辰男君
小澤佐重喜君	小澤 太郎君
尾関 義一君	大石 武一君
大上 司君	大久保武雄君
大高 康君	大平 正秀君
大森 玉木君	岡崎 英城君
岡田 修一君	岡本 茂君
加藤常太郎君	賀屋 興宣君
金子 一平君	金子 岩三君
金丸 信君	上林山榮吉君
亀岡 高夫君	鴨田 宗一君
唐澤 俊樹君	飯谷 忠男君
川野 芳満君	川村善八郎君
木村 公平君	木村 俊夫君
木村 守江君	北澤 直吉君
久野 忠治君	久保田門次君
久保田藤麿君	草野一郎平君
倉成 正君	蔵内 修治君
黒金 泰美君	小泉 純也君
小枝 一雄君	小金 義照君
小坂善太郎君	小島 徹三君
小平 久雄君	小山 長規君
瀬田 彌三君	佐々木秀世君
佐々木義武君	佐藤洋之助君
齋藤 邦吉君	坂田 道太君
櫻内 義雄君	笹本 一雄君
薩摩 雄次君	始関 伊平君
椎名悦三郎君	島村 一郎君

昭和三十一年七月一日 衆議院會議録第四十五号 閣税及び貿易に關する一般協定の議許の追加に關する第十議定書(日本國及びニュージーランド)の締結について 承認を求めるとの件外二件 郵便貯金法の一部を改正する法律案

一二六八

正示啓次郎君	周東 英雄君	古川 丈吉君	保科善四郎君	阪上安太郎君	島上善五郎君
壽原 正一君	鈴木 正吾君	保利 茂君	坊 秀男君	島本 虎三君	下平 正一君
鈴木 善幸君	瀬戸山三男君	細田 吉藏君	本名 武君	東海林 稔君	杉山元治郎君
關谷 勝利君	園田 直君	前尾繁三郎君	前田 正男君	鈴木茂三郎君	田口 誠治君
田川 誠一君	田澤 吉郎君	前田 義雄君	益谷 秀次君	田中織之進君	田中 武夫君
田中伊三次君	田中 榮一君	松本 一郎君	松山千恵子君	田邊 誠君	田原 春次君
田中 龍夫君	田中 正巳君	三池 信君	三木 武夫君	多賀谷貞稔君	高津 正道君
田邊 國男君	高橋 等君	水田三喜男君	南 好雄君	滝井 義高君	堀 兼次郎君
高見 三郎君	竹下 登君	村上 勇君	毛利 松平君	坪野 米男君	戸叶 里子君
竹山祐太郎君	中馬 辰猪君	森 清君	森下 國雄君	堂森 芳夫君	中村 重光君
津雲 國利君	津島 文治君	森田重次郎君	森山 欽司君	中村 高一君	中村 英男君
塚原 俊郎君	辻 寛一君	八木 徹雄君	保岡 武久君	永井勝次郎君	橋崎弥之助君
寺島隆太郎君	渡海元三郎君	柳谷清三郎君	山中 貞則君	成田 知巳君	二宮 武夫君
德安 實藏君	床次 德二君	山中 貞則君	山本 猛夫君	西村 力弥君	野口 忠夫君
富田 健治君	中垣 國男君	山本 猛夫君	吉田 重延君	野原 覺君	長谷川 保君
中曾根康弘君	中野 四郎君	米田 吉盛君	米山 恒治君	畑 和君	原 彪君
中村 幸八君	中村 寅太君	早稻田柳右衛門君	安宅 常彦君	日野 吉夫君	肥田 次郎君
中村庸一郎君	中山 榮一君	足鹿 覺君	淡谷 悠藏君	平岡忠次郎君	広瀬 秀吉君
中山 マサ君	永田 亮一君	井手 以誠君	石井 次夫君	細迫 兼光君	前田榮之助君
灘尾 弘吉君	橋橋 渡君	石山 權作君	板川 正吾君	松井 政吉君	松平 忠久君
南條 德男君	二階堂 進君	緒方 孝男君	大柴 滋夫君	松原喜之次君	三木 喜夫君
丹羽喬四郎君	丹羽 兵助君	岡田 利春君	岡本 隆一君	三宅 正一君	武藤 山治君
西村 直己君	野田 武夫君	加藤 勘十君	片島 港君	村山 喜一君	森島 守人君
野原 正勝君	羽田武嗣郎君	勝澤 芳雄君	勝岡田清一君	森本 靖君	八木 一男君
馬場 元治君	橋本登美三郎君	角屋堅次郎君	川俣 清音君	矢尾喜三郎君	安井 吉典君
長谷川四郎君	長谷川 峻君	川村 繼義君	河上丈太郎君	安平 鹿一君	柳田 秀一君
八田 貞義君	濱田 幸雄君	河野 正君	木原津與志君	山口 鶴男君	山口丈太郎君
濱地 文平君	濱野 清吾君	久保 三郎君	久保田 豊君	山口 長司君	山田 長司君
早川 崇君	林 博君	栗林 三郎君	黒田 壽男君	山中 吾郎君	山中日露史君
原 健三郎君	原田 憲君	小林 信一君	小林 ちづ君	山花 秀雄君	山本 幸一君
廣瀬 正雄君	福家 俊一君	小松 幹君	兒玉 末男君	湯山 勇君	横路 節雄君
福田 勉夫君	福永 健司君	河野 密君	佐々木更三君	吉村 吉雄君	和田 博雄君
藤井 勝志君	藤本 捨助君	佐藤觀次郎君	佐野 憲治君	渡辺 惣蔵君	伊藤卯四郎君

稻富 稔人君 受田 新吉君
春日 一幸君 佐々木良作君
田中幾三郎君 西尾 末廣君
門司 亮君 本島百合子君
谷口善太郎君
否とする議員の氏名
○議長(清瀬一郎君) この際、一時間休憩いたします。
午後零時十九分休憩
午後三時三十八分開議
○副議長(原健三郎君) 休憩前に引き続き會議を開きます。
日程第四 郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)
正する法律案(原健三郎君) 日程第四、郵便貯金法の一部を改正する法律案を議題といたします。
郵便貯金法の一部を改正する法律案
右 案
昭和三十八年五月二十八日
内閣總理大臣 池田 勇人
國會に提出する。
郵便貯金法の一部を改正する法律
郵便貯金法(昭和二十二年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。
第八條第一項中「省令の定める簡易な手続により、」を「簡易な手続による」に改め、同條第二項中「郵便貯金の団体取扱においては、」を「前項の団体取扱においては、省令の定めるところにより、」に、「通常郵便貯金」を「郵便貯金」に改める。
第十條第一項ただし書中「法人又は」を「法人その他の」に改め、同項各号を次のように改める。
一 國
二 所得稅法(昭和二十二年法律第二十七号) 第三條第一項に掲げる法人
三 労働組合(國家公務員法(昭和二十二年法律第二十号) 第九十八條第二項の職員組合その他の団体及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号) 第五十二條第三項の職員団体(これらの組合その他の団体のうち、前号に該当するものを除く。))
四 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号) 第二條に規定する社会福祉事業を經營する營利を目的としない団体(前二号に該当するものを除く。)
第十條第二項を削る。
第十二條を次のように改める。
第十二條(貯金の利率) 郵便貯金には、政令で定める利率により、利子をつける。

第八條第一項中「省令の定める簡易な手続により、」を「簡易な手続による」に改め、同條第二項中「郵便貯金の団体取扱においては、」を「前項の団体取扱においては、省令の定めるところにより、」に、「通常郵便貯金」を「郵便貯金」に改める。
第十條第一項ただし書中「法人又は」を「法人その他の」に改め、同項各号を次のように改める。
一 國
二 所得稅法(昭和二十二年法律第二十七号) 第三條第一項に掲げる法人
三 労働組合(國家公務員法(昭和二十二年法律第二十号) 第九十八條第二項の職員組合その他の団体及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号) 第五十二條第三項の職員団体(これらの組合その他の団体のうち、前号に該当するものを除く。))
四 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号) 第二條に規定する社会福祉事業を經營する營利を目的としない団体(前二号に該当するものを除く。)
第十條第二項を削る。
第十二條を次のように改める。
第十二條(貯金の利率) 郵便貯金には、政令で定める利率により、利子をつける。

前項の規定により政令で利率を定め、又はこれを變更する場合に、郵便貯金が簡易で確実な少額貯蓄の手段としてその経済生活の安定と福祉の増進のためにあまねく国民大衆の利用に供される制度であることに留意し、その利益を増進し、貯蓄の増強に資するよう十分な考慮を払うとともに、あわせて一般の金融機関の預金の利率についても配慮しなければならぬ。

郵政大臣は、第一項の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、郵政審議会に諮問しなければならない。

第十三条第一項本文中「利子」を「郵便貯金の利子」に改める。

第十六条第一号中「第十条第一項但書に掲げる法人又は」を「第十条但書に掲げる法人その他の」に改め、同条第二号中「通常郵便貯金」を「郵便貯金」に改め、同条第四号中「通常郵便貯金、団体取扱の通常郵便貯金」を「団体取扱の郵便貯金、通常郵便貯金」に改める。

第二十条第二項中「第十条第一項但書に掲げる法人又は」を「第十条但書に掲げる法人その他の」に改める。

第五十二条及び第五十三条第二項中「割増金附定額郵便貯金」を「割増金品をつける取扱いをする定額郵便貯金」に改める。

第五十五条の次に次の一条を加える。

第五十五条の二(割増金品をつける取扱い) 定額郵便貯金については、割増金品をくじびきによりつける取扱いをするができる。

前項の取扱いをする定額郵便貯金には、そのすえ置期間中利子をつけない。

第一項の取扱いをする定額郵便貯金の割増金品については、所得税を課さない。

第五十七条第五項中「第五十五条」を「第三十七条の規定を適用せず、第五十五条」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して三十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 改正前の第十条第一項各号の一に該当する法人その他の団体のうち、改正後の同条各号の一に該当しなくなつたものであつて、この法律の施行の際現にその郵便貯金の総額が改正前の同条第一項本文の額をこえているものについての郵便貯金の総額の制限については、この法律の施行後六月間は、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際現に改正前の第十二条第一項及び第二項に定められている郵便貯金の利率は、改正後の同条第一項の規定による。

政令が定められるまでの間は、同項の規定により定められたものとみなす。

4 国家公務員法の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第 号)の二部を次のように改正する。

附則第二十二條中「第十条第一項第四号」を「第十条第三号」に改める。

5 地方公務員法の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第九條の次に次の一条を加える。

(郵便貯金法の一部改正)

第十条 郵便貯金法(昭和二十二年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十條第三号中「第五十二条第三項」を「第五十二条第一項」に改める。

理 由

金利政策の弾力的な運用に支障をきたさないようにするため、郵便貯金の利率を政令をもつて定めることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(原健三郎君) 委員長の報告を求めます。通信委員長本名武君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔本名武君登壇〕

○本名武君 ただいま議題となりました郵便貯金法の一部を改正する法律案に、通信委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案の趣旨は、金利政策の弾力的な運用に資するため、郵便貯金の利率決定の手続等につき改正を行なうとするものでありまして、具体的な利率は郵政大臣が郵政審議会に諮問した上政令で定めるとし、かつ、利率の決定にあつては、法律には、郵便貯金の本質にかんがみ、その保護に十分な考慮を払うとともに、一般金融機関の預金利率についても配慮しなければならぬ旨を規定したものであります。

なお、これに、岡田、森本、受田各委員から、本改正案の実施後は郵便貯金の利子引き下げが行なわれるのではないかと質疑に対し、大蔵、郵政両大臣より、当分の間利子の変更を行なう考えはない旨の答弁がありました。

次いで、団体取り扱いとする郵便貯金の種類と貯金総額の制限規定を適用する必要があると認められる法人等について所要の改正を行ないました。

本案は、去る六月四日日本委員会に付託され、六月二十五日、質疑を終了し、引き続き討論を行ない、次いで、採決の結果、多数をもって本案を可決いたしました。採決の後、郵便貯金預金者の保護等につき善処すべきことを内容とする附帯決議を付した次第であります。

なお、日本社会党森本靖君より少数意見を留保する旨の発言がありました。

以上をもって、報告を終わります。

(拍手)

○副議長(原健三郎君) 本案に対しては、森本靖君より、成規の賛成を得て、少数意見報告書が提出されております。

〔少数意見報告書は本号末尾に掲載〕

○副議長(原健三郎君) この際、少数意見の報告を求めます。森本靖君。

〔森本靖君登壇〕

○森本靖君 ただいま通信委員長が報告いたしました郵便貯金法の一部を改正する法律案について、通信委員会において留保いたしました少数意見の報告をいたしたいと思ひます。(拍手)

去る二十五日、通信委員会において、郵便貯金法の一部を改正する法律案が原案のとおり可決されたのでございます。本案は、その提案理由として、金利政策の弾力的な運用に支障を来たさないようにするために、郵便貯金の利率を政令で定めることとしたというところでございますけれども、その実体は、低金利政策の遂行によつて貿易の自由化に伴う国際競争力を強化するため、現在法律で定められている郵便貯金の利率規定を政令にゆだね、これにより金融界の動きに対応する利率

決定を行なうとするものでございませう。

最近の世界における貿易の自由化に対応し、わが国経済の堅実な発展をはかるため、金融政策の中核たる金利調節を必要とすることは論をまたないところであり、私もかかる金利調節を決して拒否するものではございませう。しかしながら、問題は、この金利調節を国民の首肯し得る方法で実行することにあるのでございませう。しこうして、この金利調節は、わが国経済の現状から見て、低金利政策の実行にあるのでありまして、この実行は必然的に郵便貯金の引き下げをもたらしものでございませう。零細貯蓄からなる郵便貯金を生計のささえとしていた労働大衆は、その利率の動きについてきわめて重大な関心を持っておられるのでございませう。ここ数年來における消費者物価高にあえぐ労働大衆が重大な関心を有している郵便貯金の利率を引き下げると、国会の審議を排除し、行政官庁の判断により利率の引き下げを行なうことは、郵便貯金預金者大衆の権利保護につき十分であるとはい得ないのでございませう。また、利率引き上げを行なう場合におきましても、国会の十分な審議を経ることによって、行政行為によるよりも妥当な利率を決定し得るということは言をまたないものでございませう。

本改正案に対し私も反対する最大の理由は、労働大衆の零細な貯金の利率については、国権の最高機関たる国会に審議権を与えておりましたものを、今回は政令に委譲するという点で

ございませう。政府は、利率を法律で定めようが政令で定めようが、そんなことは問題でないというような言明をしておるのでございませうけれども、まさにこれこそ官僚独善の政治であり、民主政治に対する労働大衆の信頼感をそぐものといわざるを得ないのでございませう。(拍手)

新憲法の制定に伴い、戦前は命令事項であつた利率規定を法律事項としたゆえんのものはたして那邊にあるか。言をまつてもございませう。国民の権利尊重の観念によるのでございませう。国民の権利を左右する事柄については、国民の代表者たる国会において十分なる審議を尽くせばこそ、その結果のいかんを問はず国民は納得し得るのでございまして、ここに民主政治の本質があるのでございませう。新憲法が戦後郵便貯金利率規定を法律事項としたゆえんのものがここに存するのでございませう。(拍手)金融財閥の鼻息をうかがうのあまり、真に国政の庇護を必要とする労働大衆へのあたたかい配慮を失念した本改正案には反対せざるを得ないのでございませう。

次に反対をする理由は、本改正案には、郵便貯金者を保護するために必要な郵便貯金の貸し付け制度を設けること、さらに、郵便貯金総額の制限額を緩和すること、さらにはまた、郵便貯金資金の運用を認めること等が立案されていらないこととございませう。本改正案のごとき、預金者に不安心を与え、ひいては貯蓄の低下を生ずるおそれのある法律案を提出する際、なぜ郵便貯金貸し付け制度を提案しなかったのか、まことに遺憾千万でございませう。

預金者の利便をはかり、かつ、貯蓄の増加を来たし、また、郵便貯金の募集に日夜苦心をされている郵政職員が、その募集を一そう容易にできるようなにするため、本制度はきわめて有効適切な制度であるにかかわらず、今回その提案を見なかつたことは、郵政官僚が真に事業愛に徹していない証左と称し得るものでございませう。

次に、郵便貯金総額が現在五十万円に制限されているのでございませうけれども、伝統的な民衆育成という見地から設けられているこの制度は、最近における官業としての郵便貯金事業が市中金融機関と同等の立場で経営しなければならぬ現実を鑑み、その制限は大幅に緩和すべきであると思つたのでございませうけれども、この点についても今回の改正には何ら触れられておらないのでございませう。

最後に、郵便貯金資金運用の点でございませうけれども、郵便貯金事業の増進のため、簡易生命保険及び郵便年金事業が行なう地方公共団体等に対する積み立て金の短期運用のごとき制度を郵便貯金資金にも、一定の限度において認める必要があると思つたのでございませうけれども、この点についても何ら改正の意図がないのでございませう。

以上の理由により、強く反対の意見を委員会において表明したのでございませうけれども、少数のゆえをもつて廃案されたことはまことに残念でございませう。私も、民主政治の原理に従い、国民の権利尊重という観点から、ただいま申し上げましたような主張を修正案として提出をし、その審議を願ひたかったのでございませうけれども、委員会運営上の時間的制約を受

け、やむなくその提案を断念せざるを得なかつたのでございませう。

本改正案は、以上申し上げました理由により、あくまでも否決されるべきものであるという意見が少数意見の大綱でございませう。

以上、少数意見の報告を終わります。(拍手)

○副議長(原健三郎君) 質疑の通告があります。順次これを許します。岡田修一君。

〔岡田修一君登壇〕

○岡田修一君 だいたい通信委員長より報告がありました郵便貯金法の一部を改正する法律案について、私は、自由民主党を代表し、質問を行なわんとするものであります。

本改正案を実施すると、政府が任意に政令で郵便貯金の利率をきめることになり、預金者の立場を不利にすると野党の人たちは主張いたしておられます。私は、零細大衆の保護と利益増進を政治の第一目標にしているわが自民党政府において、断じてかかるおそれなしと確信するものであり、政府また本会議並びに委員会において強く預金者保護に関する考えを明らかにしているものでございませうけれども、社会党より少数意見報告もありましたことゆゑ、この際、あらためて政府に、預金者保護に関し、いかなる考えをお持ちであるか、所信のほどをお伺ひいたしたいと思つたのであります。

なお、私は、郵便貯金は一般大衆の汗の集積であり、かつまた、財政投融資の重要な財源でもありますので、政府は預金者の利益向上と貯金の増強につき、より一そう斬新にして積極的な

方策を早急に実施せられんことを要望いたしまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣小沢久太郎君登壇〕
○国務大臣(小沢久太郎君) 岡田議員の御質問にお答え申し上げます。

今回郵便貯金の利率を政令で定めるようにいたしましたのは、郵便貯金の利率も、金利体系の一環をなすものでありますから、もっぱら今後の金利政策の弾力的な運用に支障を来さないようにすると同時に、適時適切に一般金融の情勢に相応することができるようにするためでありまして、決して国民大衆の利益を犠牲にしうなどという考えは毛頭ございませう。

また今後、経済金融情勢に応じて利率を改定するような場合におきましても、その利率の決定にあつては、預金者の利益を増進するよう十分の考慮を払うとともに、預金者の利益を代表する者を加えた郵政審議会に諮問する等の措置を講じてまいりたいと思つた次第でございませう。(拍手)

○副議長(原健三郎君) 如和君。

〔総理がいないじゃないか〕と呼び、その他発言する者多し。

○副議長(原健三郎君) このままで、いましばらくお待ちを願ひます。

〔発言する者多し〕

○副議長(原健三郎君) 静粛に願ひます。

如和君。

〔労働大臣が来ておられじやないか〕と呼び、その他発言する者多し。

○副議長(原健三郎君) 如和君。

〔如和君登壇〕

○煙和君 私は、ただいま議題となりました郵便貯金法の一部を改正する法律案につき、日本社会党を代表いたしまして、總理、大蔵大臣、郵政大臣、通産大臣、労働大臣、経済企画庁長官等、政府当局に対しまして質問をいたしまして、さらに通信委員長、報告、少数意見の報告につき、それぞれ委員長及び少数意見報告者森本靖君に対し、順次質疑をいたしたいと存じます。(拍手)

まず最初に、本案と預金者の権利保護との関係につき、總理にお伺いしたいのであります。

そもそも郵便貯金の利子については、昭和二十二年の十一月までは命令をもってこれを定める旨の規定が郵便貯金法にあったのでありますけれども、新憲法の精神にのっとり、国民の権利の尊重という要請にこたえて、同年十二月から、郵便貯金の利子は法律をもって定めるというところに改正されたのであります。このことにより、戦時中のインフレに悩まされながら、郵便貯金制度に大きな不安を抱いておりました国民は、郵便貯金制度に信頼を寄せるようになったといつて差しつかえないと存じます。(拍手)このように、行政命令から法律への大衆保護の精神を没却いたしまして、単に金利政策の弾力的運用という、政府にだけ都合のよい金融政策的な理由だけで、郵便貯金の利子規定を逆に政令に委譲することは、絶対に許されないと考えるものであります。

申すまでもなく、郵便貯金は零細な大衆の汗の結晶ともいふべき貯蓄であり、国民の大部分がこれを利用し、親

しんでおるところであり、しかも、総額一兆五千億にも達し、政府の資金運用部資金の約五〇％を占め、財政投融資計画において、重要な役割りを果たしてゐるものであります。それだけに、単に金利政策の弾力的運用のためという政府の一方的な口実をもって、貯金者の権利が踏みにじられてはならないと思ふのであります。總理は、かつて本会議場におきまして、わが党の安宅議員の質問に答へ、次のように言つておられます。「法律で利率を定めるのを政令で定めたら預金者の保護にならぬとおっしゃるのですが、これは私は理論に合わないと思ふ。利率を法律で定めようが、法律に基づく政令で定めようが、預金者の保護には何ら関係はございません。上げるとか下げるとかというところが問題でございます。金融的には問題になりません。」

でございまして、われわれが議決をせなければなりませんから、われわれは国民の代表として、国民の権利を守るために、利率を下げるときにはきわめて特に慎重にやる。これが政令でございまして、利率を下げるのは政府のほんとうに金融的な考え方からして下げないのでありますから、きわめて簡単に下げられてしまふ。また、市中銀行等の抵抗がありますから、どうしてもそういう傾向に私はなろうと思ふのであります。この点につきましても、あわせて總理の御所見を承りたいと思ふのであります。

次に、利率決定を政令にゆだねることによる必要性の緊急度の問題でございまして、この点は總理ほか関係各大臣にあわせて一緒に伺います。

集については現在でも割り当て制度に事実上なつておりました、郵政労働者の労働強化となつてあらわれておりましたが、さらにこれが強化されるおそれがあると思ふけれども、所管大臣としてはこれをどうお考えになられるか。

これは私は理論に合わないと思ふ。利率を法律で定めようが、法律に基づく政令で定めようが、預金者の保護には何ら関係はございません。上げるとか下げるとかというところが問題でございます。金融的には問題になりません。」

たけれども、二、三年後には約一％になり、現在は八％に落ちておるはずでございまして、もちろん郵便貯金の総額においては漸増してはおりますが、全預金に対する割合はだんだんと減つてきており、昭和三十八年四月末で全預金総額二十兆二千七百七十三億に対し、郵便貯金は一兆五千二百八十五億であり、相互銀行が一兆八千二百四十三億、信用金庫が一兆七千五百四十四億といふことになり、いずれも郵便貯金を凌駕するようになっております。總理は、安宅議員の質問に答へまして、かように述べておられる。「貯蓄の増強が鈍るとか、非常にふえないとか言つておられますが、昭和三十六年、三十七年、また三十八年度において、貯蓄がいかにふえたか、郵便貯金がいかにふ

えたかという実績をごらんになったら、あなたの理屈は通らぬと思ひます。」と力み返つておられましたけれども、郵便貯金がふえておるのは何も池田さんの功績でも何でもありません。しかも、郵便貯金が全体の国民貯蓄の中に占める割合が漸減してゐるところに私は問題があると思ふのであります。郵便貯金の利子よりも消費者物価の上昇率のほうが大きいというこの高度経済成長政策の失敗の中において、利率決定を政令に委譲し、低金利政策に奉仕させようということが、郵便貯金を利用する国民貯蓄の心理にいかの影響するでございましょうか。この時点において、金利政策の弾力的運用ということのため利率決定を政令委譲する緊急度ははたしてあるであらうか、はなはだ疑問であると思ふのであります。

今回の利率改定の政令委譲措置で貯金預金者は近き将来の利子引き下げを予想し、他面、消費者物価は市中金利、郵便貯金利子をはるかに上回る異常な上昇ぶりを示しているため、預金者は貯蓄心をなくし、換物的な傾向に走ることになり、したがつて、貯蓄の減少、ひいては財政投融資計画にも影響すると思ふが、どうか。さらには、かかる危険をおかしてまで現時点において本件政令委譲措置をやる必要性の緊急度があるかどうか。以上の点につき、總理、経済企画庁長官、大蔵、郵政、通産、労働の各大臣のそれぞれの立場からの意見を承りたいと存じます。(拍手)

今回の利率改定の政令委譲措置で貯金預金者は近き将来の利子引き下げを予想し、他面、消費者物価は市中金利、郵便貯金利子をはるかに上回る異常な上昇ぶりを示しているため、預金者は貯蓄心をなくし、換物的な傾向に走ることになり、したがつて、貯蓄の減少、ひいては財政投融資計画にも影響すると思ふが、どうか。さらには、かかる危険をおかしてまで現時点において本件政令委譲措置をやる必要性の緊急度があるかどうか。以上の点につき、總理、経済企画庁長官、大蔵、郵政、通産、労働の各大臣のそれぞれの立場からの意見を承りたいと存じます。(拍手)

特に、労働大臣に対しましては、財政投融資の原資確保のため、貯金の募集

をなされたか、利率決定を政令に委譲する本案と引きかえに貸し付け制度を実施させることが郵政省の当初の意気

込みであり、案であつたけれども、この案はいつ一体どういふところで消えてしまつたか、郵政大臣は、この国民的な要望を背景として、現大蔵大臣田中角榮氏を含めて、歴代郵政大臣が果たそうとして果たせなかつた願望を、職を賭してでもなげかけようとしたことができなかったが、その辺の事情を郵政大臣に承知したのであります。

なお、四十回国会での附帯決議の際、田中蔵相は時の郵政大臣としてこの案の推進者であつたのではないかと思ふのでありますが、いまでは相手方大臣ということになり、消極論のように承つておりますが、現在の時点においてこの案に賛成か反対か、立場が違ふので、前には賛成だつたが、いまでは反対だともいふのかどうか、その所見を承りたいと思ひます。

次に、将来低金利政策を実施するにあつても、郵便貯金は国民大衆の零細な貯蓄であるから、市中金利が下がつても郵便貯金の利率は下げるべきではない——ずつと下げないという意味ではありせんけれども、にわかに下げるべきではない、かように思ふのであります。その点、総理、大蔵大臣、郵政大臣はどのように考えておられるか、承りたい。

次にまた郵政大臣に伺いたい。利率を政令で定める場合、郵政審議会に諮問することとありますけれども、そのメンバーに、預金者の利益を代表する者はいかなる者を選定するか、また人数等はどうかであるか。

次には、委員長に対して簡単に質問いたします。

第一、委員会における本改正案採決の際、委員会の定足数に不足はなかつたかどうか、第二、少数意見者の反対意見発表の際、その発言時間を不当に制限したような事実があつたか、第三、これは重要な法案であるからというので参考人の意見を徴しようというふうな議があつたと聞いておるが、果たしてそういう議があつたかどうか、またそれに対してどう措置をしたか、この点を承りたいのであります。

次は、少数意見に対する質問をいたしまして、森本靖君にお尋ねいたします。

まず、今回の郵便貯金の利率規定の政令案について、改正案には法第十二条において、郵便貯金の利率を政令で定める場合は、郵便貯金の特殊性に基づき十分考慮を払ふべき旨の精神的な訓示規定と、さらに利率改定の際、郵政審議会に諮問するという規定を新たに設けたが、この規定でどの程度預金者の権利が保護されると考えられるか、第二、利率規定の政令案は預金者保護に何らの影響はないという政府の見解に対し、委員会においてどのように反駁されたか、第三、郵便貯金貸し付け制度、郵便貯金総額の制限緩和等の点がなぜ本改正案に取り上げられなかつたか、その原因について強く政府側を追及したと思ふけれども、その点はどうか、第四、郵便貯金資金の運用について郵政省側がどのような計画を持ち、その具体化のためどのように折衝したかを追及したかどうか、第五、利率規定を政令にゆだねることの緊急度について、政府はいかなる見解を示したか。

以上、各当局者、委員長、あるいは少数意見の報告者に対しては、質問をいたします。

以上をもちまして、質問を終わりますが、懇切丁寧にひとつ答弁を承りたい。(拍手)

〔本名武君登壇〕

○本名武君 本採決の際には、もちろん通信委員会におきましては定足数を常に確保いたして開会し、採決を行なつたのであります。

またその審査にあたりまして、少数者の意見は特に尊重申し上げて、十分なお時間をとおすいたしました。

なお、参考人招致につきましては御意見がございましたが、円満な理事会における話し合いの上、これを取りやめにいたしました。(拍手)

〔森本靖君登壇〕

○森本靖君 御議員の御質問にお答えいたします。

まず最初に、今回の法律改正によつて、国会にかかわるべき郵政審議会が利率決定における郵政大臣の諮問を受ける、こういうことになるけれども、その間の問題についてどういふふうな質問をし、追及をしたか、こういう御質問でございます。御承知のとおり、今回の法律改正に基づきまして、貯金法の第十二条によりまして、利率改定については、郵政大臣は郵政審議会に諮問しなければならぬ、こういうことになつておるわけでございます。そこで、今回の改正法律案におきましては、郵政大臣もしばしば答弁いたしておりますように、現在の四十名の郵政審議会委員を五名増員いたしまして、そこで慎重に審議をするというのが、

郵政大臣並びに大蔵大臣の答弁でございますけれども、試みにいまの四十名の郵政審議会の委員を読み上げてみますと、零細なる郵便貯金の国民大衆諸君の代表であるとは断じて言いがたい委員のメンバーでございます。こういう人々があつたして郵便貯金を平生からしておるかどうか、はなはだ疑問を抱くような人物ばかりでございます。たとえば日本商工会議所会頭、東京放送会長足立正三さん、経済団体連合会長、東京芝浦電気会長石坂泰三さん、丸紅飯田社長市川さん、藤倉化成会社社長豊山さん、国際電設会社社長中村さん、日本輸出入銀行総裁森永貞一郎さん、日本経営者団体連盟代表常任理事、秩父セメント社長諸井貫一さん、あるいはまた日本銀行総裁山際正道さん、こういうふうな人々でございます。

また、さらにまた関係各省の次官がこの中に入つておるわけでありまして、こういうふうな四十名のメンバーに對しまして、わずかに五名の委員を追加したとして、これが今日まで国会で審議しておりましたところの利率改定にかゝるべき郵政審議会であるとするならば、われわれは今後の利率改定については非常に不安を覚えるものでございます。そういう点については、郵政大臣が口癖のように、郵政審議会の議を経るからだいじやうであるといふことをしばしば答弁いたしておられますけれども、われわれは、この利率決定の際の郵政審議会の審議がおざなりになるのではないかと心配が非常にあります。将来自今の郵政審議会委員のメンバー等については、私は、零細なる郵便貯金をいたしております

ます国民大衆の代表をできる限り出していただきたい。そうしなければ眞に郵政審議会としての任務を果たすことはできないといふふうに痛感しておるわけでありまして、この私の正当なる意見に對しましては、郵政大臣としては耳を傾けながらも、現在の閣僚としてどうにもできないといふふうな答弁のように見えたのでございまして、以上が、私のいふゆる追及をいたしました内容でございます。

次の御質問は、郵便貯金貸し付け制度、郵便貯金総額の制限緩和等の点が本改正案に取り上げられなかつた原因について、政府をいかに追及したかという問題でございます。先ほど質問者も御指摘になりましたように、もともと郵政省といつたしましては、私が質問をした範囲内におきましては、今回の政令案に伴ひまして、当初から郵便貯金の預金者に対する貸し付け制度といふものを考へまして、省議を経たのでございまして、そういったところで、大蔵省と数度にわたる折衝をいたしておたやうでございますけれども、ついに大蔵大臣のいわゆる政治的な権力と申しますか、大蔵大臣の威に屈したといふのが今日の事情ではなからうかといふふうに、委員会の審議を通じて想像されるのでございます。かつて私がこの問題について、通信委員会におきまして質問いたしましたときに、当時の郵政大臣でありましたところの現大蔵大臣田中角榮君は、こういうふうな貸し付け制度については、郵政大臣としては大いにやらなければならぬといふことを発言しておるのでござい

ざいます。今日立場が変わりまして大蔵大臣になったから、一体あなたはこういう点についてどうお考えであるか、こういう私たちの質問に對しまして、大蔵大臣は、当時は郵政大臣として確かに賛成をいたしておりました。しかしながら、郵政省として大蔵省に對し、予算獲得その他の点でかけ引きのためにこういう点を天いに大蔵省に追求をしたのだということ、委員会を通じて答弁せられておるのであります。私は、賢明なる大蔵大臣が郵政大臣当時から考へておりましたこういうふうな問題については、ぜひともこの際に見解を表明するのではなからうかと考へておりましたけれども、残念ながらやほり、大蔵官僚の威に屈したかどうか知りませんけれども、今回は郵便貯金貸し付け制度あるいは郵便貯金総額の制限緩和等の点が全然目の目を見ていない、こういう点については非常に残念でございます。

特に、今日、郵便貯金の増強については——これは皆さん御承知のとおり、預金部資金の大半を占めておられるわけでありまして、かりに私たちがこの預金部資金の使い方について反對の意見がございまして、いまの政府にとりましては、至上命令としてこの預金部資金を吸収する必要があるわけでありまして、しかし、郵便貯金といえども、郵便局の窓口にあつておつて郵便貯金がふえるというわけではございません。その中には定額郵便貯金、積み立て郵便貯金、こゝろのものが大半を占めておられるわけでありまして、定額郵便貯金、積み立て郵便貯金といふものは、やはり郵政省の従業員が暮らしている

もあるいは寒い日にも、保険募集と同じように各家々を回つて募集をしななければならないというたてまえになつておられるわけでございます。(拍手)いたすに郵政大臣、大蔵大臣がすつておつて命令をしておるから郵便貯金がふえておるといふ現状ではございません。そういう点からいまして、私たちは、今回の郵便貯金法の改正にあたりまして、できる限り郵便貯金をしやす

いように、募集がしやすいように、こういうふうな郵便貯金の貸し付け制度、あるいは貯金の総額の制限緩和、——現在簡易生命保険の運用資金については、郵政省が長年の悲願でございまして、この短期運用というものが今日許されておられるわけでありまして、郵便局の窓口を通じて、地方公共団体その他に貸し付けを行なつておるのであります。これが今日いかに簡易生命保険の困難な募集を助けておるかというところは、郵政大臣が御承知のとおりでございます。今回の郵便貯金法の改正にあたりまして、そういう点を十分に考慮いたしまして、われわれといたしましては郵便貯金の貸し付け制度、あるいはまた貯金総額の制限緩和、あるいはまた郵便貯金資金の短期運用について、郵政省にこれを移管せられたい、こういう点を要求したのでありますけれども、残念ながら、大蔵省の威に屈した郵政大臣は、何ごともできないという、ここに哀れなる法律案の改正を上げられておられる状況でございます。

次に、利率規定を政令にゆだねる緊急度について政府はいかなる見解を示したか、こういう御質問でございます。けれども、私が委員会におきます質問の範囲内におきましては、郵政大臣並びに大蔵大臣の答弁は、全然緊急度の正当なる見解を述べておりません。はなはだ残念でありますけれども、どこにも緊急度の正当なる見解というものが何もないというのを申し添へまして、私の答弁にかゝる次第でございます。(拍手)

〔国務大臣池田勇人君登壇〕
○国務大臣(池田勇人君) 郵便貯金利子の決定を政令に委任しようとする理由につきましては、さきに本席におきまして申し上げたとおりでございます。それは、金利政策を弾力的に運用するということでございます。おおよそ金利政策は、一般金融情勢の動向に相應するよう、適時適切に弾力的に行なう制度が、金融の正常化の前提であるのであります。私は、今後金融正常化をはかる上におきまして、この際政令に委任することが適當であると考へたのでございます。

なお、貸し付け制度につきましてはいろいろ問題がございまして、各方面で研究を願つております。また、市中金利との関係について御心配のようでございますが、私の見るところでは、大正、昭和の初めごろから戦争直後までの一般市中銀行の定期預金利子と郵便貯金の利子の差は、いまよりも少なかったと思ひます。昨年、一年定期六分を五分五厘にいたしました。三分九厘何毛を三分六厘にいたしました。その差は従来よりもいまのほうが多うございます。したがつて、御心配のようには、市中銀行の預金利子が下がったから、当然郵便貯金

それだけ下がるという前提にはなつていないと思ひます。したがつて、私は今後郵便貯金の……(発言する者あり)よく聞かないと、わかりません。郵便貯金の増強の必要上、この差を縮めるほうが適當ではないかという気持ちを保持しておりますので、定期預金下がつても郵便貯金が下がらぬようにする場合があるのでございます。こういう点は……(発言する者あり)三十五年に下げたのは、五厘下げて片一方は三厘下げたのでございますから、郵便貯金のほうが有利になつたということを示すものでございます。この思想は今後も続けていかなければなりません。(拍手)

〔国務大臣小沢久太郎君登壇〕
○国務大臣(小沢久太郎君) お答え申し上げます。郵便貯金の利率を政令に委任する緊急度の問題でございますけれども、これは先ほども申し上げましたように、郵便貯金の利率も金利体系の一端をなすものであります。今後金利政策の弾力的な運用に支障を来さないようにするともに、適時適切に一般金融情勢の動向に相應することができるようにならうとするものでございます。次に御質問の貸し付け制度の問題でございますけれども、預金者貸し付け制度につきましては、附帯決議の趣旨にも沿ひまして、大蔵省と折衝を続け

てきたわけ合ひでございます。しかし、いろいろ問題がありまして、今回は提案する運びに至つていないのでございますが、今後郵政、大蔵両省間におきまして、この問題点を引き続き検討していくことにしている次第でございます。

次に、郵政審議会における預金者代表についてでございますけれども、郵政審議会には新たに五名を増員することとしたしておりますが、預金者の利益を代表する者としたしましては、主として郵便貯金の利用者である勤労者、主婦、中小企業者等の代表者で、郵便貯金に深い理解を有する人を選ん

で充てることにいたしている次第でございます。(拍手)

〔国務大臣田中角榮君登壇〕
○国務大臣(田中角榮君) 私に對する第一の御質問は、ただいま法定である郵便貯金の金利をなぜ政令に委任するのかといふことでございます。この問題については、いま総理大臣からも御答弁がございましたが、基本的にはそのとおりでございます。しかし郵便貯金といふものが、大衆、零細な預金者であるといふこと、もう一つは、資金運用部の資金として、これが国民生活のために大きく貢献し、特に戦後の日本の経済復興に寄与した力の大きいことを考えますときに、ただ、民間の金利が下がつたから郵便貯金の金利も自動的に引き下げるというふうな考え方を前提にして政令委任をしておるものではないのであります。先ほどから申し上げておりますように、金利体系の一環といたしましてバランスをとり、弾力的運用を基本として政令委任をお願いいたしておるわけでございます。

第二の問題は、貸し付け制度の問題でございますが、確かに昭和三十一年から三年にかけまして、私は郵政大臣在職中これらの問題に對して検討をい

昭和三十三年七月一日 衆議院會議録第四十五号 郵便貯金法の一部を改正する法律案

たしたわけでございます。その意味におきまして、皆さんが申されたようないわゆる貸し付け制度の問題に對しても検討いたしました。その後あらゆる方面から検討いたしました結果、郵便貯金というものは国民大衆、零細な預金者から預金を集め、しかもそれが資金運用部の資金として、直接国民のために還元するに還元するよりな仕組みになっておるのであります。郵便貯金の制度は、御承知のとおり、法律をお読みになればおわかりになるとおり、これは国民から資金運用部の資金源を集める法律のためでございます。政府が干渉する銀行のように、貸し付けを行なうたてまえにはなっておりませんのであります。そういうことがございまして、現在この制度の問題については、郵政、大蔵両省間において引き続き検討いたしておるのでございます。

それから第三点は、非常に重要な問題であります。政令委任にいたしました結果、民間金融機関の金利が引き下がっても、何とか郵便貯金の金利を引き下げないようにして、大衆の利益を守るすべはないかということでございますが、先ほどから申し上げておるとおり、郵便貯金の金利は自動的に引き下げたりという考えは持つておりません。しかも過去の事例に徴して、過去は郵便貯金は政府管掌のものでありますので、信用度が高いということをもつて、民間金利よりも確かに自動的に低かるべきであるという議論でございましたが、先ほど申したとおり、政府の信用云々によって差をつけるべきものではなく、資金運用部の原

資としていかに利益をし、貢獻をしておるかという政策的効果も十分考えながら、大衆零細の預金者の利益は十分確保してまいるつもりであります。

(拍手)

〔國務大臣宮澤喜一君登壇〕

○國務大臣(宮澤喜一君) 消費者物価と貯蓄との間に御指摘のような関係がありますことは、そのとおりであります。この二、三年現実の問題として貯蓄性向が下がっておりません。これは、思ひに消費者物価の値上がりのはとんどが生鮮食料品とサービス料金でありまして、これらのものがいわゆる買いだめ、換物というものに適してない、換物することが可能でないというところに理由があると思ひます。それから鉱工業の生産品、なかなか耐久消費財などは年を追って価格が下がっておりまして、あるいは価格が下がります。せん場合には品質が向上しておるといふようなことから、むしろ貯蓄心をそそつておる、そういうことであらうと思ひます。しかし、いずれにしても一般的にそういう関係がございまして、これは事実でありますから、物価政策には十分留意をいたさなければならぬと思ひます。(拍手)

〔國務大臣福田一君登壇〕

○國務大臣(福田一君) お答えをいたします。

この法律が通ることによって財政投融資の原資が不足しないか、こういうような御質問であると存じますが、この法律は、いわゆる利率を弾力的に運用するということでありまして、その運用にあたっては大衆の利益も十分考慮し、また市中の金利も十分に考へ

て、そして郵政審議会でも十分審議をされるのでございまして、私はそのために財政投融資のワクに不足を生ずるということはないと考えております。

(拍手)

〔國務大臣大橋武夫君登壇〕

○國務大臣(大橋武夫君) 郵政職員が、郵政職員は、公務法の規定により団体交渉権を与えられておりました。その行使に關しましては、公務法の制度も設けられておりますので、団結権、団体交渉権を通じて、労働条件の維持改善をはかるに十分な立場にあるのでございまして、今回の法律改正にあたりまして、労働者といいたしましては、郵政職員の労働問題に關しましては特別に心配をいたしておりません。(拍手)

質疑終局の動議(竹山祐太郎君外二十二名提出)

○副議長(原健三郎君) 竹山祐太郎君外二十二名より、質疑終局の動議が提出されました。

本動議を採決いたします。

この採決は記名投票をもつて行ないます。竹山君外二十二名提出の質疑終局の動議に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。——閉鎖。

〔議場閉鎖〕

○副議長(原健三郎君) 氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○副議長(原健三郎君) 通路にとどまらないようにお願いします。——急ぎ

御投票ください。——通路を妨害しないように。

〔投票総数〕

○副議長(原健三郎君) 投票漏れはございませんか。——投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開票。——開

〔議場閉鎖〕

○副議長(原健三郎君) 投票を計算いたさせます。

〔参事投票を計算〕

○副議長(原健三郎君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

〔事務総長報告〕

投票総数 三百一

可とする者(白票) 百九十

否とする者(青票) 百一

○副議長(原健三郎君) 右の結果、質疑は終局するに決しました。

竹山祐太郎君外二十二名提出質疑終局の動議を可とする議員の氏名

安藤 寛君 相川 勝六君
逢澤 寛君 愛知 揆一君
青木 正君 赤城 宗徳君
秋田 大助君 天野 公義君
綾部健太郎君 荒木萬壽夫君
有馬 英治君 井出一太郎君
井原 岸高君 井村 重雄君
伊藤 五郎君 伊藤 郷一君
伊藤 宗一郎君 伊藤 繁次郎君
飯塚 定輔君 生田 宏一君
石井光次郎君 宇田 國榮君
宇野 宗佑君 上村千一郎君
植木庚子郎君 白井 莊一君
内田 常雄君 内海 安吉君
浦野 幸男君 江崎 典澄君
遠藤 三郎君 小笠 公昭君

小川 半次君 小川 平二君
小沢 辰男君 小澤 重吉君
小澤 太郎君 尾関 義一君
大石 武一君 大上 司君
大高 康君 大橋 武夫君
大平 正芳君 大森 玉木君
岡田 修一君 岡本 茂君
加藤 高蔵君 金子 一平君
金子 岩三君 金丸 信君
亀岡 高夫君 鴨田 宗一君
唐澤 俊樹君 飯谷 忠男君
川野 芳満君 川村善八郎君
菅 太郎君 簡牛 九夫君
木村 公平君 木村 俊夫君
木村 守江君 北澤 直吉君
久野 忠治君 久保田四次君
久保田藤麿君 草野 一郎君
倉成 正君 藏内 修治君
黒金 泰美君 小泉 純也君
小枝 一雄君 小島 徹三君
小坂善太郎君 小山 長規君
小平 久雄君 佐々木秀世君
瀬川 彌三君 佐藤洋之助君
佐々木義武君 坂田 道太君
坂田 英一君 笹本 一雄君
櫻内 義雄君 重政 誠之君
権名悦三郎君 島村 一郎君
篠田 弘作君 周東 英雄君
正示啓次郎君 鈴木 正吾君
壽原 正一君 鈴木 善幸君
鈴木 仙八君 瀬戸山玉男君
砂原 格君 園田 直君
關谷 勝利君 田口長治郎君
田川 誠一君 田中 榮一君
田澤 吉郎君 田中 龍夫君
田中 角榮君 田中 富與君
田邊 國男君 高田 富與君
高橋 等君 竹山祐太郎君

昭和三十三年七月一日 衆議院會議録第四十五号 郵便貯金法の一部を改正する法律案

谷垣 專一君	津雲 國利君	塚原 俊郎君	寺島隆太郎君	富田 健治君	中垣 國男君	中村 梅吉君	中村 寅太郎君	中山 榮一君	瀧尾 弘吉君	二階堂 進君	丹羽 兵助君	野田 卯一君	野田 正勝君	橋本登美三郎君	八田 貞義君	濱野 清吉君	廣瀬 正雄君	福田 篤泰君	藤井 勝志君	藤本 捨助君	古川 丈吉君	坊 秀男君	本名 武君	前田 義雄君	益谷 秀次君	松澤 雄藏君	松山千恵子君	村上 勇君	森下 國雄君	保岡 武久君	山崎 巖君	山手 滿男君	山本 猛夫君	早稲田柳右馬君	伊藤卯四郎君	受田 新吉君	春日 一幸君
千葉 三郎君	津島 文治君	辻 寛一君	渡海元三郎君	内藤 隆君	中野 四郎君	中村 幸八君	中村庸一郎君	永田 亮一君	南條 徳男君	丹羽喬四郎君	西村 直己君	野田 武夫君	羽田武嗣郎君	長谷川四郎君	濱田 幸雄君	早川 崇君	福田 起夫君	福永 健司君	藤田 義光君	古井 喜實君	保利 茂君	細田 吉藏君	前田 正男君	牧野 寛泰君	松浦周太郎君	松村 謙三君	南 好雄君	毛利 松平君	森山 欽司君	柳谷清三郎君	山田 彌一君	山村新治郎君	吉田 重延君	井堀 繁男君	稻富 稔人君	内海 清君	佐々木良作君

田中幾三郎君	西尾 末廣君	門司 亮君	安宅 常彦君	足鹿 覺君	淡谷 悠藏君	石川 次夫君	板川 正吾君	緒方 孝男君	大原 亨君	岡田 利春君	加藤 勤十君	片島 港君	勝岡田清一君	川俣 清吉君	河上丈太郎君	木原津與志君	久保 三郎君	久保田 豊君	栗林 三郎君	小林 信一君	小松 幹君	五島 虎雄君	佐々木更三君	實川 清之君	島本 虎三君	東海林 稔君	鈴木茂三郎君	田中織之進君	田邊 誠君	高田 富之君	滝井 義高君	坪野 米男君	堂森 芳夫君	中村 重光君	中村 重光君	中村 英男君	成田 知巳君	西村 力弥君
玉置 一徳君	西村 榮一君	本島百合子君	赤松 勇君	有馬 輝武君	猪俣 浩三君	石山 權作君	稻村 隆一君	大柴 滋夫君	太田 一夫君	岡本 隆一君	加藤 清二君	勝澤 芳雄君	角屋堅次郎君	川村 總義君	河野 正君	北山 愛郎君	久保田鶴松君	栗原 俊夫君	黒田 壽男君	小林 ちづ君	兒玉 末男君	河野 密君	阪上安太郎君	島上善五郎君	下平 正一君	杉山元治郎君	田口 誠治君	田中 武夫君	多賀谷眞穂君	高津 正道君	楠 兼次郎君	戸叶 里子君	中澤 茂一君	中村 英男君	成田 知巳君	西村 力弥君		

野原 覺君 長谷川 保君
畑 和君 原 茂君
肥田 次郎君 日野 吉夫君
廣瀬 秀吉君 平岡忠次郎君
七郎君 帆足 計君
堀 昌雄君 前田榮之助君
松井 政吉君 松平 忠久君
松原喜之次君 三木 喜夫君
三宅 正一君 村山 喜一君
森島 守人君 森本 靖君
八木 一男君 矢尾喜三郎君
安井 吉典君 安平 鹿一君
柳田 秀一君 山内 広君
山口丈太郎君 山口 鶴男君
山口 始男君 山田 長司君
山中 吾郎君 山中日露史君
山花 秀雄君 湯山 勇君
横路 節雄君 横山 利秋君
吉村 吉雄君 和田 博雄君
渡辺 徳蔵君 川上 貫一君
谷口善太郎君

○副議長(原健三郎君) 討論の通告があります。順次これを許します。大柴滋夫君。

「大柴滋夫君登壇」
○大柴滋夫君 私は、日本社会党を代表し、たゞいま議題となりました郵便貯金法の一部を改正する法律案に反対の意見を表明するものであります。(拍手)

本改正案の主たる目的は、いままでは法律によって定められていた郵便貯金の利率を、一般金融界の情勢変化に即応する改定をなすために、国会の審議を除いて、政令にゆだねることであり

私どもが本改正案に反対する理由の第一は、郵便貯金利率のごとく、大衆の零細な資金を国家の信用で集め、国の名において操作するものは、国民の代表たる議員が、あらゆる立場からその操作のよしあしの審議をきわめることが必要であります。国民は議会におけるその審議を通じて初めて利率の引き上げや引き下げのよつて来たる理由を詳細に理解し納得するのであります。また、この納得を通じて政府の信用も上がり、国民の貯蓄や勤勉の精神も向上するのであります。かかる方法こそ、民主主義下の郵便貯金のあり方といふべきであります。(拍手)

このことを否定し去つて、特定の立場に立つ資本家や役人、あるいはまた時の政府の追随者だけで、かかる重大問題をきめようとするのは、全く民主主義否定の徴候といふべきであります。

(拍手) 東条内閣下の議員ではあるまいし、国会の言論を議員みづから封殺しようとするかかればかぎつた改正案は、お互いが議員である限り、容認でき得ないところであります。(拍手)

とりわけ、現憲法の民主主義の精神を立憲の基本的立場とする日本社会党の断じて承認し得るところであります。(拍手)

本改正案に反対する第二の理由は、今回の改正は、わが国の独占資本が外国の資本と競争するために、国際金利に比して割り高な日本の金利引き下げを行なうために、その捨て石に国営事業である郵便貯金を無慈悲にも選択したことであります。つまり、一片の行政命令で貯金の利率引き下げを行ない、これをてことして市中金利を引き下げる、このことが本改正案のねらいであらうと判断されるのであります。

この改正案には、日本の資本主義の隆盛を願う自由民主党の精神は十分にうかがわれるのであります。が、零細な大衆の貯金や庶民の利益を擁護する政党人が国民に持つべき愛情の一片をも感じ得ないのであります。まさにこの一事を見ても、現政府は国民から離れて、独占資本の番頭となつたといふべきであります。明治の初年郵便貯金が創設せられて八十年、郵便貯金は国営事業の名に隠れて、陰に陽に日本の資本家階級の資金源の役割りをになわされてまいりました。この日本資本主義によつて踏みつけられた庶民の郵便貯金が、いままだ残り少ない特典である、利率が法律によつて守られておりました点を奪い去られるならば、大衆の郵便貯金は、日本の資本家階級によつて踏んだりけつたりするやうにさへされるわけであります。(拍手)

これを要するに、このたびの改正案は、郵便貯金を戦前のごとく資本主義に全く従属させ、郵便法第一条にうたう、国民の経済生活の安定とその福祉を増進することに背反する反動立法であります。国の事業や経済は国民のためにあるであつて、資本家と政府を構成する人々のためにあるものではないのであります。かかる改正案は、勤労大衆を守る日本社会党の断固排斥するものであります。(拍手)

以上、反対の意見を明白にし、私の討論を終ります。(拍手)

○副議長(原健三郎君) 安平鹿一君。

○安平鹿一君 私は、ただいま議題となりました郵便貯金法の一部を改正する法律案に對しまして、日本社会党を代表いたしまして反対の討論をいたすものであります。(拍手)

本改正案は、金利政策の弾力的な運用をするために、現在法律で定められております郵便貯金の利率を政令で改めるようにすることに主たる目的があるのであります。いままでは、御承知のように、法律によつて郵便貯金の利率を規定されておつたものであります。が、これを政令にゆだねることによりまして、政府が、必要に応じて、行政行為で郵便貯金の利率引き下げを容易に実行し得ることが、本改正案のねらいであります。

本改正案についてまず第一に私の反對いたしたことは、郵便貯金の利率規定の政令委譲の点でございます。市中金利の変動に應じて郵便貯金の利率を改定する場合、国民の代表者が、国会におきまして十分な審議を尽くし、その結果のいかんにかかわらず、国の名において責任を持つからと、国民は信賴し、納得するのでございませう。これがすなわち、民主政治のあり方でなければならぬと思つております。だからこそ、戦前におきまして命令で定められました郵便貯金の利率規定を、戦後新憲法のもと、法律事項と改めたことがここにあるのであります。郵便貯金は、勤労大衆はもとより、小学生から家庭の主婦に至るまで、将来の不安や不時の災害に備へたささやかな、しかもたつと貯金であることを思ひますとき、当然国会が責任を持ち、これら勤労大衆の生計に思いをいたしながら、真摯な審議を尽くさなければならぬし、また、国民はこれを期待しておるのであります。

しかるに、勤労大衆のこの零細な郵便貯金が政令によつて改定されることは、大衆の期待を裏切るものでありまして、私のどういふ許すことのできないところでありませう。(拍手)政府は、今回の郵便貯金の利率規定の政令委譲につきまして、改正案の中において、郵便貯金の利率規定の政令委譲により、その利率を改定するときには、郵便貯金の特殊性に基づきまして十分なる考慮を払ふとの精神的な規定があるものであります。現在の無法、無責任な現政府のもとにおいては、やむを得ずれば一片の空文に終わらぬやうなことが保証することができませうか。(拍手)

また、政府は、郵政審議会に諮問をするという規定を新しく設けて、これによつて預金者の保護が完ぺきであるかのごとき論議をなしておるのでありますけれども、郵政審議会に、国の最高機関たる国会における審議以上に、権威と実効を期待することは絶対にあり得ないのであります。(拍手)もし政府が、郵政審議会をもつて国会の審議以上なりとするならば、政府みづからが議会の政治の本質を忘れ、議會を輕視するものと断ぜざるを得ないのであります。(拍手)郵政審議会は、そのメンバーを見ましても、零細預金者の代表とはいへないのであります。審議会は、国会審議に比べて及ぶべくもないことは言うまでもないのであります。第二に、政令委譲の緊急性というところであります。郵便貯金利率規定を法律事項とすることによりまして、わが国金融界の経済活動にはたして実害が生じたであらうかどうかといふことであります。昭和三十六年四月、郵便貯金法の改正を見ましたが、そのことによりまして、当時の金融界に悪影響があつたであらうかと申しますと、決して経済的な動きには何らの悪影響を及ぼさなかつたのであります。特に最近における国会は、御承知のように閉会中の期間が非常に短いのでございまして、今後における利率改定が国会を待つことのできなないほどの緊急性があるとは思はれないのであります。国会の開会を待ち、その審議を経て利率を改定しても、決して金融界の性格を阻害するものではないと信ずるのであります。(拍手)

第三に、郵便貯金の預金者に対し、貸し付け制度をなす同時に提案しなかつたかといふ点であります。預金者貸し付け制度は、零細な預金者の利便をはかるためには当然設けなければならぬ制度でございませう。第四十回国会、郵便貯金法改正の際、政府に對しまして、政府はすみやかに貸し付け制度を検討するように附帯決議を付して通過させたのであります。これを実行せず、政令にゆだねることは、預金者に不安感を与えるばかりでなく、貯蓄の増強にも大きな悪影響があるといわなければならぬのであります。(拍手)ことに預金者募集に従事するところの勤労者の苦勞は、一そう増加するところのろうと思はれるのであります。本改正案を提出する際に貸し付け制度の提案を見なかつたことは、零細貯蓄者たる勤労大衆への思いやりが欠けた非常に不親切なやり方であるといわざるを得ないのであります。また日夜、しし言々といひまして預金募集に努力を続け、人知れず辛酸をなめておる郵政職員の実相をほんとうに顧みない立法措置といわざるを得ないのであります。すなわち、資本家階級の意をうかがうのとまり、真に政治の保護を必要とするところの勤労大衆の要求を踏みにじるものであるといわざるを得ません。

以上申し上げましたように、本改正案は、民主憲法の精神に背反するのみならず、政令委譲の緊急性を認めることができなないのであります。この改正法案は、いたずらに国民大衆の政治不信を買ひにすぎないのであります。金融界における資本家階級の動向を重視し、勤労階級の權利保護をおおざりにする本法案に對しまして、私は断固反対の意を表するものであります。以上で、討論を終わりたいと思ひます。(拍手)

討論終局の動議(竹山祐太郎君外二十二名提出)
○副議長(原健三郎君) 竹山祐太郎君外二十二名より、討論終局の動議が提出されました。

この採決は記名投票をもつて行ないます。竹山君外二十二名提出の討論終局の動議に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。——閉鎖。

○副議長(原健三郎君) 氏名点呼を命じます。
〔参事氏名を点呼〕
○副議長(原健三郎君) 通路をふさないように願ひます。

〔投票開票〕
○副議長(原健三郎君) 投票漏れはありますか。——投票漏れなしと認めます。投票箱開鎖。開票——開票。

○副議長(原健三郎君) 投票を計算いたさせます。
〔参事投票を計算〕
○副議長(原健三郎君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。
〔事務総長報告〕

投票総数 二百九十五
可とする者(白票) 百九十五
否とする者(青票) 百
○副議長(原健三郎君) 右の結果、討論は終局するに決しました。

竹山祐太郎君外二十二名提出討論終局の動議を可とする議員の氏名	
安倍晋太郎君	安藤 覺君
相川 勝六君	逢澤 寛君
愛知 揆一君	青木 正君
赤城 宗徳君	秋田 大助君
天野 公義君	綾部健太郎君
荒木萬壽夫君	荒松清十郎君
有田 喜一君	有馬 英治君
井出 一太郎君	井原 岸高君
井村 重雄君	伊藤 五郎君
伊藤 郷一君	伊藤宗一郎君
伊能繁次郎君	飯塚 定輔君
生田 宏一君	池田正之輔君
石田 博英君	一萬田尚登君
今松 治郎君	宇田 國榮君
宇野 宗佑君	上村千一郎君
植木茂子郎君	白井 莊一君
内田 常雄君	内海 安吉君
浦野 幸男君	江崎 真澄君
小川 半次君	小澤 平二君
小沢 辰男君	小澤佐重喜君
小澤 太郎君	尾関 義一君
大石 武二君	大上 司君
大高 康君	大平 正芳君
大森 玉木君	岡田 修一君
岡本 茂君	加藤 高藏君
賀屋 興宣君	金子 一平君
金子 岩三君	金丸 信君
神田 博君	亀岡 高夫君
鴨田 宗一君	唐澤 俊樹君
飯谷 忠男君	川島正次郎君
川村善八郎君	菅 太平君
簡牛 九夫君	木村 公昭君
木村 守江君	北澤 直吉君
久野 忠治君	久保田四次君

昭和三十三年七月一日 衆議院會議録第四十五号 郵便貯金法の一部を改正する法律案

久保田藤麿君	草野一郎平君	藤井 勝志君	藤本 捨助君
倉成 正君	藏内 修治君	古井 喜實君	古川 丈吉君
小枝 一雄君	小金 義照君	保利 茂君	坊 秀男君
小坂善太郎君	小島 徹三君	本名 武君	前田 正男君
小平 久雄君	小山 長規君	前田 義雄君	益谷 秀次君
額瀨 彌三君	佐々木秀世君	松浦周太郎君	松山千恵子君
佐々木義武君	佐藤洋之助君	水田三喜男君	宮澤 胤男君
坂田 英一君	坂田 道太君	村上 勇君	毛利 松平君
櫻内 義雄君	笹本 一雄君	森下 國雄君	森田重次郎君
椎名悦三郎君	重政 誠之君	森山 欽司君	八木 徹雄君
篠田 弘作君	島村 一郎君	保岡 武久君	柳谷清三郎君
正示啓次郎君	周東 英雄君	山崎 巖君	山田 彌一君
鈴木 正吾君	鈴木 仙八君	山手 滿男君	山中 貞則君
鈴木 善幸君	瀬戸山三男君	山村新治郎君	山本 猛夫君
國田 直君	田川 誠一君	吉田 重延君	米山 恒治君
田口長治郎君	田澤 吉郎君	早稲田柳右衛門君	井堀 繁男君
田中 龍夫君	田中 正巳君	伊藤卯四郎君	稻富 稜人君
田邊 國男君	高田 富興君	内海 清君	春日 一幸君
高橋 英吉君	竹下 登君	佐々木良作君	田中幾三郎君
竹山祐太郎君	谷垣 專一君	玉置 一徳君	西尾 末廣君
千葉 三郎君	津雲 國利君	西村 榮一君	門司 亮君
津島 文治君	塚原 俊郎君	本島百合子君	
辻 寛一君	寺島隆太郎君		
渡海元三郎君	徳安 實蔵君		
床次 徳二君	中島 茂喜君		
中垣 國男君	中野 四郎君		
中曾根康弘君	中村 幸八君		
中村 梅吉君	中村 庸一郎君		
中村 寅太君	永田 亮一君		
中山 榮一君	橋橋 渡君		
瀬尾 弘吉君	二階堂 進君		
南條 徳男君	丹羽 兵助君		
丹羽喬四郎君	西村 直己君		
西村 英一君	野田 武夫君		
野田 卯一君	羽田武嗣郎君		
野原 正勝君	長谷川四郎君		
橋本登美三郎君	八田 貞義君		
長谷川 峻君	濱野 清吾君		
濱田 幸雄君	廣瀬 正雄君		
早川 崇君	福家 健司君		
福家 俊一君			
福田 篤泰君			

藤井 勝志君	藤本 捨助君	實川 清之君	島上善五郎君
古井 喜實君	古川 丈吉君	下平 正一君	杉山元治郎君
保利 茂君	坊 秀男君	鈴木茂三郎君	田口 誠治君
本名 武君	前田 正男君	田中織之進君	田中 武夫君
前田 義雄君	益谷 秀次君	田邊 誠君	田原 春次君
松浦周太郎君	松山千恵子君	多賀谷眞彦君	高田 富之君
水田三喜男君	宮澤 胤男君	高津 正道君	滝井 義高君
村上 勇君	毛利 松平君	橋 兼次郎君	坪野 米男君
森下 國雄君	森田重次郎君	戸叶 里子君	堂森 芳夫君
森山 欽司君	八木 徹雄君	中澤 茂一君	中村 重光君
保岡 武久君	柳谷清三郎君	中村 英男君	永井勝次郎君
山崎 巖君	山田 彌一君	橋崎弥之助君	成田 知巳君
山手 滿男君	山中 貞則君	二宮 武夫君	西村 力弥君
山村新治郎君	山本 猛夫君	野原 覺君	長谷川 保君
吉田 重延君	米山 恒治君	畑 和君	原 茂君
早稲田柳右衛門君	井堀 繁男君	畑 彰君	日野 吉夫君
伊藤卯四郎君	稻富 稜人君	肥田 次郎君	平岡忠次郎君
内海 清君	春日 一幸君	広瀬 秀吉君	帆足 計君
佐々木良作君	田中幾三郎君	細迫 兼光君	堀 昌雄君
玉置 一徳君	西尾 末廣君	前田榮之助君	松平 忠久君
西村 榮一君	門司 亮君	松原喜之次君	三木 喜夫君
		村山 喜一君	森島 守人君
		森本 靖君	安井 吉典君
		安平 鹿一君	山口 秀一君
		山内 広君	山口丈太郎君
		山口 鶴男君	山崎 始男君
		山口 長司君	山中 吾郎君
		山中日露史君	山花 秀雄君
		山本 幸一君	湯山 勇君
		横路 節雄君	吉村 吉雄君
		渡辺 徳蔵君	谷口善太郎君

○副議長(原健三郎君) 郵便貯金法の一部を改正する法律案につき採決いたします。

この採決は記名投票をもって行ないます。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。――閉鎖。

〔議場閉鎖〕

○副議長(原健三郎君) 氏名点呼を命じます。	○副議長(原健三郎君) 投票を計算いたします。
〔参事氏名を点呼〕	〔投票総数 三百七十七〕
〔各員投票〕	可とする者(白票) 百八十五
○副議長(原健三郎君) 通路を妨害しないように。	否とする者(青票) 百二十二
〔投票継続〕	○副議長(原健三郎君) 右の結果、郵便貯金法の一部を改正する法律案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)
○副議長(原健三郎君) 投票を計算いたさせます。	郵便貯金法の一部を改正する法律案を委員長報告の通り決するを可とする議員の氏名
〔参事投票を計算〕	安倍晋太郎君 安藤 覺君
○副議長(原健三郎君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。	相川 勝六君 逢澤 寛君
〔事務総長報告〕	愛知 揆一君 青木 正君
投票総数 三百七十七	赤城 宗徳君 秋田 大助君
可とする者(白票) 百八十五	天野 公義君 綾部健太郎君
否とする者(青票) 百二十二	荒木萬壽夫君 荒松清十郎君
○副議長(原健三郎君) 右の結果、郵便貯金法の一部を改正する法律案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)	有田 喜一君 有馬 英治君
郵便貯金法の一部を改正する法律案を委員長報告の通り決するを可とする議員の氏名	井原 岸高君 井村 重雄君
安倍晋太郎君 安藤 覺君	伊藤 五郎君 伊藤 郷一君
相川 勝六君 逢澤 寛君	伊藤宗一郎君 伊藤繁次郎君
愛知 揆一君 青木 正君	飯塚 定輔君 生田 宏一君
赤城 宗徳君 秋田 大助君	池田正之輔君 石田 博英君
天野 公義君 綾部健太郎君	
荒木萬壽夫君 荒松清十郎君	
有田 喜一君 有馬 英治君	
井原 岸高君 井村 重雄君	
伊藤 五郎君 伊藤 郷一君	
伊藤宗一郎君 伊藤繁次郎君	
飯塚 定輔君 生田 宏一君	
池田正之輔君 石田 博英君	

一萬田尙登君	今松 治郎君
宇田 國榮君	宇野 宗佑君
上村千一郎君	植木庚子郎君
白井 莊一君	内田 常雄君
内海 安吉君	浦野 幸男君
江崎 與彦君	小川 半次君
小川 平二君	小沢 辰男君
小澤佐重喜君	小澤 太郎君
尾関 義一君	大石 武一君
大上 司君	大高 康君
大平 正芳君	大森 玉木君
岡田 修一君	岡本 茂君
加藤 高蔵君	賀屋 興宣君
金子 一平君	金子 岩三君
金丸 信君	神田 博君
龜岡 高夫君	鶴田 宗一君
唐澤 俊樹君	飯谷 忠男君
川島正次郎君	川村善八郎君
菅 太郎君	簡牛 九夫君
木村 公平君	木村 守江君
北澤 直吉君	久野 忠治君
久保田四次君	久保田藤麿君
草野 一郎平君	倉成 正君
藏内 修治君	小枝 一雄君
小泉 純也君	小島 徹三君
小坂善太郎君	小山 長規君
額瀨 彌三君	佐々木秀世君
佐々木義武君	佐藤洋之助君
坂田 英一君	坂田 道太君
櫻内 義雄君	笹本 一雄君
椎名悦三郎君	重政 誠之君
篠田 弘作君	島村 一郎君
正示啓次郎君	周東 英雄君
鈴木 仙八君	鈴木 正吾君
瀬戸山三男君	鈴木 善幸君
田川 誠一君	田田 直君
田澤 吉郎君	田口長治郎君
田中 正巳君	田中 龍夫君
高田 富興君	田邊 國男君
高橋 等君	竹下 登君

竹山祐太郎君	谷垣 專一君	井手 以誠君	猪俣 浩三君
千葉 三郎君	津雲 國利君	石川 次夫君	石山 權作君
津島 文治君	塚原 俊郎君	板川 正吾君	稻村 隆一君
辻 寛一君	寺島隆太郎君	緒方 孝男君	大柴 滋夫君
渡海元三郎君	徳安 實藏君	大原 亨君	岡田 一夫君
床次 徳二君	内藤 隆君	岡田 利春君	岡本 隆一君
中垣 國男君	中島 茂喜君	加藤 清二君	片島 港君
中曾根康弘君	中野 四郎君	勝澤 芳雄君	勝岡田清一君
中村 梅吉君	中村 幸八君	角屋堅次郎君	川俣 清吾君
中村 寅太君	中村庸一郎君	川村 義義君	河上丈太郎君
中山 榮一君	永田 亮一君	河野 正君	木原津與志君
瀬尾 弘吉君	橋橋 渡君	北山 愛郎君	久保 三郎君
南條 徳男君	二階堂 進君	久保田鶴松君	久保田 豊君
丹羽喬四郎君	丹羽 兵助君	栗原 俊夫君	栗林 三郎君
西村 英一君	西村 直己君	黒田 壽男君	小松 信一君
野田 卯一君	野田 武夫君	小林 ちづ君	小松 幹君
羽田武嗣郎君	橋本美三郎君	兒玉 末男君	五島 虎雄君
長谷川四郎君	長谷川 峻君	河野 密君	阪上安太郎君
八田 貞義君	濱田 幸雄君	實川 清之君	島上善五郎君
濱野 清吾君	早川 崇君	島本 虎三君	東海林 稔君
廣瀬 正雄君	福家 俊一君	杉山元治郎君	鈴木茂三郎君
福田 勉夫君	福田 篤泰君	田口 誠治君	田中織之進君
福永 健司君	藤井 勝志君	田中 武夫君	田邊 誠君
藤本 捨助君	古井 喜實君	田原 春次君	多賀谷貞君
古川 丈吉君	保利 茂君	高田 富之君	高津 正道君
坊 秀男君	本名 武君	滝井 義高君	橋 兼次郎君
前田 正男君	前田 義雄君	坪野 米男君	戸叶 里子君
益谷 秀次君	松浦周太郎君	堂森 芳夫君	中澤 茂一君
松山千恵子君	水田三喜男君	中村 重光君	中村 英男君
南 好雄君	宮澤 胤男君	永井勝次郎君	橋崎弥之助君
村上 勇君	毛利 松平君	成田 知巳君	二宮 武夫君
森下 國雄君	森田重次郎君	西村 力弥君	野原 覺君
森山 欽司君	八木 徹雄君	長谷川 保君	畑 和君
保岡 武久君	柳谷清三郎君	原 茂君	肥田 彰君
山崎 巖君	山田 彌一君	日野 吉夫君	次郎君
山手 満男君	山中 貞則君	平岡忠次郎君	広瀬 秀吉君
山村新治郎君	山本 猛夫君	藤原豊次郎君	帆足 計君
吉田 重延君	米山 恒治君	細迫 兼光君	堀 昌雄君
早稲田神右衛門君		前田榮之助君	松井 政吉君
否とする議員の氏名		松平 忠久君	松原喜之次君
安宅 常彦君	尾鹿 覺君	松前 重義君	三木 喜夫君
有馬 輝武君	淡谷 悠蔵君	三宅 正一君	武藤 山治君

村山 喜一君 森島 守人君
森本 靖君 八木 一男君
矢尾喜三郎君 安井 吉典君
安平 鹿一君 柳田 秀一君
山内 広君 山口丈太郎君
山口 鶴男君 山崎 始男君
山田 長司君 山中 吾郎君
山中日露史君 山花 秀雄君
湯山 勇君 横路 節雄君
吉村 吉雄君 渡辺 徳蔵君
井堀 繁男君 伊藤卯四郎君
稲富 後人君 受田 新吉君
内海 清君 春日 一幸君
佐々木良作君 田中幾三郎君
玉置 一徳君 西尾 末廣君
西村 榮一君 門司 亮君
本島百合子君 谷口善太郎君

○副議長(原健三郎君) この際、一時
周三十分休憩いたします。
午後六時二十六分休憩

午後九時二十六分開議
○副議長(原健三郎君) 休憩前に引き
続き会議を開きます。

日程第五 国立大学総長の任免、
給与等の特例に関する法律案
(内閣提出)

○副議長(原健三郎君) 日程第五、国
立大学総長の任免、給与等の特例に関
する法律案を議題といたします。

国立大学総長の任免、給与等の特
例に関する法律案
右
国会に提出する。

昭和三十一年二月十二日
内閣総理大臣 池田 勇人

国立大学総長の任免、給与等の特例に関する法律
(この法律の趣旨)
第一条 この法律は、国立大学総長の
設置及びその任免、給与等につ
いて定めるものとする。

(国立大学総長)
第二条 北海道大学、東北大学、東
京大学、名古屋大学、京都大学、
大阪大学及び九州大学に、学長と
してそれぞれ北海道大学総長、東
北大学総長、東京大学総長、名古屋
大学総長、京都大学総長、大阪大
学総長及び九州大学総長(以下「国
立大学総長」という。)を置く。

(国立大学総長の任免等)
第三条 国立大学総長の任免は、内
閣が行ない、天皇が認証する。
2 国立大学総長に係る教育公務員
特例法(昭和二十四年法律第一号)
第十条の大学管理機関の申出は、
文部大臣が内閣に進達するものと
する。

(国立大学総長の給与)
第四条 国立大学総長の受ける一般
職の職員の給与に関する法律(昭
和二十五年法律第九十五号)に規
定する給与は、俸給及び期末手当
とする。

2 国立大学総長の俸給月額、別
表による。

附 則
1 この法律は、公布の日から起算
して一月を超えない範囲内におい
て政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行の日の前日に現
に北海道大学長、東北大学長、東
京大学長、名古屋大学長、京都大
学長、大阪大学長又は九州大学長
として在職する者については、こ
の法律の施行の日に、それぞれ北
海道大学総長、東北大学総長、東
京大学総長、名古屋大学総長、京
都大学総長、大阪大学総長又は九
州大学総長の任命に係る第三条第
二項の規定による進達があつたも
のとみなす。

3 前項に規定する者がそれぞれ北
海道大学総長、東北大学総長、東
京大学総長、名古屋大学総長、京
都大学総長、大阪大学総長又は九
州大学総長に任命された場合にお
けるその者の任期は、教育公務員
特例法第八条第一項の規定にかか
らず、その者に係る従前の学長
の任期の残任期間とする。

4 一般職の職員の給与に関する法
律の一部を改正する法律(昭和三十
二年法律第五十四号) 附則第
十六項の規定により国立大学総長
に暫定手当を支給する場合におけ
る同法附則第十八項の規定の適用
については、同項中「俸給表の各
職務の等級の号俸又は俸給月額」と
に、一般職の職員の給与に関する
法律等の一部を改正する法律
(昭和三十一年法律第一号。以下
「昭和三十一年改正法」という。)
による改正前の附則第十七項及び
附則第十八項の規定により定めら
れて「特別職の職員の給与に関す
る法律(昭和二十四年法律第二
百五十二号) 第一条第一号から第
十五号までに掲げる者の例に準じ
て」とする。

5 国立学校設置法(昭和二十四年
法律第五十号)の一部を次のよ
うに改正する。
第十條中「職の種類は」の下に
「別に法律で定めるもののほか」
を加える。
第十一條中「及び教育公務員特
例法(昭和二十四年法律第一号)」
を、「教育公務員特例法(昭和二十

四年法律第一号) 及び国立大学総長の任免、給与等の特例に関する

法律 (昭和三十一年法律第一号) に改める。

別表

区	分	俸給月額
東京大学総長及び京都大学総長		一八〇、〇〇〇円
北海道大学総長、東北大学総長、名古屋大学総長		一六〇、〇〇〇円
大阪大学総長及び九州大学総長		

理由

北海道大学は六国立大学に学長として国立大学総長を置き、その任免は内閣が行ない、天皇がこれを認証することとする。また、その給与について定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(原健三郎君) 委員長の報告を求めます。文教委員長床次徳二君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔床次徳二君登壇〕

○床次徳二君 ただいま議題となりました内閣の提出にかかる国立大学総長の任免、給与等の特例に関する法律案につきまして、文教委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、北海道大学等七国立大学の学長の職務と責任の特に重要であることにかんがみ、これらの学長をいわゆる認定官とし、その地位を高めるとともに、その待遇の改善を行ない、ひいては大学の教育職員、さらに教育者全体の地位の向上をはかり、もってわが国教育の振興に資することをねらいとして、国立大学総長の設置及びその任免、給与等について規定を設けたので

あります。また、国立大学総長の任免

についての大学管理機関の申し出は、文部大臣が内閣に申達し、その任免は内閣が行ない、天皇がこれを認証するものとして行なうのであります。

本案は、去る二月二十二日衆議院本会議において、荒木文部大臣から趣旨の説明を、また、同月二十七日当委員会において提出理由の説明を聴取し、自來、当委員会においてはきわめて慎重に審議したものであります。特に、次の点については熱心に検討されたのであります。

第一は、七大学の学長を認定官としようとするねらいはどこにあるのか、何ゆへ七大学に限定したか、将来七大学以外の大学にも及ぼす可能性があるかどうか、大学管理制度との関係等でありました。

第二は、待遇改善に関する点であります。すなわち、学長を認定官にしなければ、学長の給与面における待遇改善はできないのか、本法案を手がかりにして、大学の教職員、ひいては教育者全体の待遇改善をはかるというが、どの程度に改善されるか、これは一方においては大学間の格差をますます大きくするものではないかというのであります。

第三は、任命権者のいわゆる拒否権をめぐる問題であります。学長の任免

にかかると大学管理機関の申し出に對し、任命権者たる文部大臣は、いかなる拒否権を有するかどうか、拒否権ありとした場合、七大学学長については、文部大臣の任命権が合議制機関たる内閣に移行することによって、拒否権行使の機会が多くなるのではないかと、このことは、憲法の保障する学問の自由、さらには大学の自治を狭めるものではないか等の論議が展開されたのであります。

以上の点に關し、政府側から次のような見解が表明されたのであります。第一の点については、大学の学長の職責の重要性にかんがみ、この際これを認定官とすることによって、国家的、社会的評価がえを行ない、その地位を高めようとするものであつて、これを七大学に限つたのは、これらの大学が総合大学であること、しかも、すべての学部の上に博士課程を持つていて、実績に基づいて適当と判断したからである、したがって、将来これらの大学と同一水準に達する大学があれば、その数は増加していくことを当然予定している、大学管理の問題とは全く別個の問題であるとのことであります。

第二の点については、認定官と待遇改善とは関係なしといふが、いかに断定できないが、一般的に認定官が給与の面において優遇されていく実情、並びに高次の判断を要するこの種の問題については、認定官とすることが適當であるとの判断に基づくものである、なお、教育者全体の待遇改善については、この法案の成立を待つて、今後十分検討したい、なお、認定官学長の創設が、大学間にことさら格差を設けることになることは考えていないとのことでありました。

第三の、いわゆる拒否権の問題については、政府が国会を通じて国民に責任を持つという民主憲法のたてまえから拒否権があると解釈することが、憲法に規定する国民の公務員選定権、罷免権を保障するゆえんであると考えるとのことであります。

かくて、六月二十四日本案に対する質疑を終了し、次いで六月二十六日、討論を省略して直ちに採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決されました。

なお、本案に對し、日本社会党三木喜夫君から、同党山中吾郎君、小林信一君、村山喜一君、民主社会党受田新吉君、日本共産党谷口善太郎君の賛同を得て、少数意見を保留する旨の発言がありました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(原健三郎君) 本案に對しては、三木喜夫君より、成規の賛成を得て、少数意見報告書が提出されております。

〔少数意見報告書は本号末尾に掲載〕

○副議長(原健三郎君) この際、少数意見の報告を求めます。三木喜夫君。

〔三木喜夫君登壇〕

○三木喜夫君 私は、ただいま議題となつております国立大学総長の任免、給与等の特例に関する法律案につき、審議の際留保された少数意見について、提出者外五名を代表して報告をいたします。

本法案は、ただいま報告されましたように、六月二十六日審議は打ち切られました。その間、日本社会党、民主社会党、日本共産党からきわめて強い反対の意見が出されたのであります。それは一言にして申し上げます、提案の理由に述べてある大学教員や一般

教育者の地位の向上、教育振興に資するといふ表面の理由にも幾多の問題があります。内包してありますところの大学の権力支配という考えが明白になつてまいりましたので、野党といひましては一致してこの法案に反対し、その撤回を求めておるものであります。(拍手)

論議されました反対の要旨並びに意見は、時間の制約もございまして、以下数点にしばつて申し上げますので、存じます。

第一点は、いわゆる認定官として大学総長の制度を新設することについてであります。この制度をつくることにより、従来三種の大学のあったものを、さらに一クラスふやして四クラスになるということです。すなわち、東京大学、京都大学の第一のクラス、旧帝大五大学の第二のクラス、右以外で大学院を持つ大学が第三のクラス、大学院のない大学が第四のクラスと、四つにさい然と分かれ、しかも格差がふえてまいるのであります。国鉄の列車の等級にいたしても、清酒の等級にいたしても、いまや三等が廃止され、格差縮小が身近な思想になりつつあるときに、最高学府における差別感増成のやり方は、一体どうしたものではないでしょうか。(拍手)なるほど、学力テストをして人間に差をつけ、レッテルを張るという、政府の、人間を人間として尊重しない思想からすれば、これはまた当然かもしれない。しかし、このことは、大学の自由な研究意欲や、学問の前には平等であるという、大学の伝統的よきに対してマイナスの作用こそすれ、決してプラスの要素ではありませぬ。なかななく、国民の、学校差を解消しよう、有名校に集中する試験地獄をなくしようという努力には完全に水をさすことになり、逆行

昭和三十一年七月一日 衆議院會議録第四十五号 国立大学総長の任免、給与等の特例に関する法律案

しているといえるのでございます。

(拍手)

第二点は、七十二国立大学の中で七つの旧帝大の国立大学に認定官の大学総長を置くその基準の問題です。金鶏殿や元節や旧地主が飛び出すの御時世ゆえに、旧帝大が一つの基準であるとは、さすが政府は言い得ないで、学校規模の大小と伝統、博士課程のある大学院を持つ大学ということであつておられますが、職責についてはみな同じとしております。しからば、今後七つの大学に匹敵するような大学をどの程度つくるのか、そして認定官総長をどの程度ふやすかの質問に対しては、政府は何も答えられないのです。およそ新制度を確立する場合、現状の認識と将来の計画、さらには最終目標という写真が必要であり、前向きな姿勢がなくてはなりません。政府はうしろ向きの姿勢だけしか示し得ず、まことに無定見きまりないといわなければなりません。(拍手)それだからこそ、今次の七大学総長を認定官とする制度は、大学の権力支配の一布石であり、将来大学管理法制定の際、この七有力大学総長の反対をそらすために、城を攻めるにまず外堀を埋める役目を果たしているという悪評さえ出ているわけで、政治的策謀にこの大学の制度が使用されるといふと、わが国文教行政上きわめて遺憾であるといわねばなりません。(拍手)

第三点は、現行法上、大学学長の任命にあたり文部大臣に拒否権があるかどうかの問題です。このことは、委員会の審議でも中心的な問題となり、本年中教審の答申においても一番の問題で、本法案の認定官制度とも切り離せない重要な問題でございます。文教委員会会の審議を通じても荒木文部大臣は何らの根拠も示し得ず、頑強に現行法

上も拒否権があると言ひ張つております。しかし一方、おもしろいことに、かつての文部次官や責任ある文部官は、教育法規解説の著書を発行し、その中で談話で一斉に、文部大臣には形式的任命権があるにとどまり、拒否権がないという法的解釈を行なっているのではありません。(拍手)なお、法制局の担当官も、委員会の席上同様の解釈に立たざるを得なかったことは、會議録に明らかでございまして、文部大臣の主張は明らかに独断による暴論もはなはだしきものであるもので、これを一步譲つて拒否権ありといたしました。この暴論による拒否権をさらに延長して内閣に持たせ、実質的にこれを拒否できるような体制をとつておるのがこの法律のねらいです。

認定官は、御存じのように、憲法第三条、内閣法第四条の法のたてまえからして、文部大臣の申達、内閣の審議、そしてその助言と承認を経て天皇が認定されるという入念な手続をとることになっております。このような仕組みの中では、荒木文部大臣は拒否権は発動できませんと極力否定して拒否権があると拡大解釈されてもしかたがないようになっております。その運用のいかんでは、大学の自治は極度に狭められ、果ては七大学総長も官僚として内閣に隷屬せられるようになれ、大学の自治も何もあつたものではありません。とりわけ天皇の名において認定がなされるのですから、おそれ多く一切問答無用とする復古調の思想で律し去られて、大学の自治と学問の自由を守るべき第一人物がもし身動きもできないようなことになるならば、これは大学の一大悲劇であり、残酷物語にもなりかねないのでございます。

しからば、なぜこのような法律を出してきたか、これが私は問題の焦点でなければならぬと考えます。このきつかけは、昭和三十一年五月二十五日、池田首相が参議院選挙に際し、日比谷の自民党の演説会で、大学教育以下、教育が革命の手段に使われる危険があるの、大学管理制度の再検討をすると言明したことから始まつております。この池田総理の発言の背景には、第一には、国立大学を国家統制することにより、小、中、高校と、一貫した教育の権力支配が確立するといふ、保守党十数年来の文教政策の論理的歸結をはかつておられることが一つです。第二は、技術革新下の大学教育を、独占資本の要求に合わせ、高度経済成長政策に見合う人材開発の場とするため、国家統制のきいた国立大学にせねばならないという、この二つから発想しておられるわけでございます。それだからこそ、先般申し上げました中央教育審議会が、答申にあたりまして、文部大臣の拒否権を削除し、そして国立大学協会の案に合せておられますけれども、それをさへ政府は否定してまいりまして、このように文部大臣の拒否権どころか、それ以上の実権を付した内閣責任の大学総長認定官制度の法案を出してきたものでございまして、事ここに至りますれば、明らかに大学に対するところの権力支配の完成を目ざす保守党の宿願を果たそうとしておられることは、はつきりしてまいるのでございまして、われわれは、大学の自治、学問の自由を守るといふ立場で、このような法律案には絶対反対を表明するものでございまして。(拍手)

以上、私は、本案反対の理由を明らかにいたしました。少数意見の報告を終わります。(拍手)

○副議長(原健三郎君) 質疑の通告があります。順次これを許します。田川誠一君。

(田川誠一君登壇)

○田川誠一君 私は、ただいま議題になつております国立大学総長の任免、給与等の特例に関する法律案につきまして、自由民主党を代表して、ごく簡潔に質問をいたします。

この法律案の大きな目的は、国立大学の学長の地位を高めるとともに、その待遇を改善し、ひいては大学の教職員、教育者全般の地位と待遇を上げていくこととするものでありまして、その意味におきましては、わが国教育の振興に大いに資するものであると考えられますが、以下二点につきまして、文部大臣に率直な見解をお尋ねいたします。

その一つは、いわゆる学長の認定官制度によつて、大学の国家管理が強くなつたり、あるいは大学の自治がそこなわれるのではないかと懸念が一部にございまして、学長を認定官にすることが将来大学の自治に影響を及ぼすようなことが出てくるのかどうか、まず最初にお伺いをいたします。

もう一つは、この法律案に示された認定官の学長は、東京大学をはじめ旧帝大学の七大学に限られておられますが、多数の国立大学の中から、なぜこの七大学を選び出されたのか、また将来も七大学だけに限定されるものであつか、それとも今後七大学以外にも拡大することもあり得るのかどうか、以上の二点につきましてお尋ね申し上げます。私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣荒木萬壽夫君登壇)

○国務大臣(荒木萬壽夫君) お答え申し上げます。

来たすのではないかと、そういうおそれはないかという御質問であつたと思ひます。大学の管理運営を適正化すること、当然な事なればならない課題だと思ひます。ですからけれども、この認定官制度によりまして七大学の学長の任命制度の關係とは全然かわりのない事柄でございまして、これは自明のことだと思ふのであります。この制度は、七つの大学の学長を認定官とする手続により教育者の国家的、社会的評価を高め、そのことを通じて大学の教育職員はもとろん、ひいては教育者全体の地位の向上を期するといふ考え方から構想したものでございまして、この制度を大学管理の強化をはかるのだと、もし言われる人ありせば、それは当たらないことを申し上げたいと思ひます。

第二点は、七つの大学の学長を認定官とするようになっておるが、それ以外の大学の学長との關係はどうか、こゝういふお尋ねであつたと思ひます。この認定官制度をとりましますのは、これらの七つの大学が人文、社会、自然の全領域にわたる学部を持つておること、そしてすべてに博士課程の大学院を置いておること、したがつて、その学長の職務と責任がきつて重要であることにかんがみたるものでございまして、一般の立論として申し上げますれば、これら七大学と同じような実体を備えた大学ができるに從ひまして、その学長については認定官の扱いとすることは当然だと考えておる次第であります。(拍手)

○副議長(原健三郎君) 山中吾郎君。

「要求した大臣がいな」と呼び、その他発言する者、離席する者多し。

○副議長(原健三郎君) 静粛に願ひます。——静粛に願ひます。——山中吾郎君。

○副議長(原健三郎君) 静粛に願ひます。——静粛に願ひます。——山中吾郎君。

郎君、質疑をお願いいたします。——静肅に願います。——静肅に願います。——静肅に願います。——

○副議長(原健三郎君) 山中吾郎君の御質疑をお願いいたします。

○副議長(原健三郎君) 静肅にして着席願います。

○副議長(原健三郎君) 山中吾郎君、すみやかに登壇願います。質疑を始めてください。——山中吾郎君、登壇して質疑を始めてください。——すみやかに登壇願います。

○副議長(原健三郎君) 質疑はあります。——山中吾郎君、質疑を始めてください。——

○副議長(原健三郎君) 本日は、時間の関係上、この程度にとどめ、明日午前十時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日は、これにて延会いたします。午後十時四十二分延会

出席國務大臣

内閣総理大臣 池田 勇人君

外務大臣 大平 正芳君

大蔵大臣 田中 角榮君

文部大臣 荒木萬壽夫君

通商産業大臣 福田 一君

郵政大臣 小沢久太郎君

労働大臣 大橋 武夫君

出席政府委員

内閣法制局長官

林 修三君

内閣法制局長

山内 一夫君

第一部長

内閣法制局

第四部長

關 道雄君

郵政大臣官房長 武田 功君
郵政省貯金局長 金澤 平藏君

○朗読を省略した議長長の報告

一、昨六月三十日、議員から提出した議案は次の通りである。

内閣委員長永山忠則君解任決議案(島上善五郎君外四名提出)

一、昨六月三十日、議員から、次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

内閣委員長永山忠則君解任決議案(島上善五郎君外四名)

一、昨六月三十日、参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

旧金鵒勲章年金受給者に関する特別措置法案

一、昨六月三十日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

建設省設置法の一部を改正する法律案

一、関税及び貿易に関する一般協定の議定の追加に関する第十議定書(日本国及びニュー・ジラランド)の締結について承認を求めめるの件に関する報告書

一、本件の要旨及び目的

一九六二年三月ニュー・ジラランドがわが国に対しガット第三十五条の援用を撤回してガット関係にはいるため日本、ニュー・ジラランド間の通商協定を改正する議定書を締結したが、その署名の際の交換公文において、将来両国間において若干の品目について関税交渉を行なう旨が合意されたので、政府はジュネーブにおいて、

ガット上の議定を相互に追加するための交渉を行なつていたが、これが妥結を見たので、ガットの書記局は、本年一月右交渉結果を附属議定書とする本件議定書を作成した。

本議定書は、その附属書においてわが国及びニュー・ジラランドの議許表を収録しており、この議許表に掲げられたわが国の議許は一品目、ニュー・ジラランドの議許は二十九品目である。

わが国の議許表は、ガットの書記局長が政府の行なう適用意思の通告を受領した日の後三十日又又は通告中に指定される一層早い日に効力を生ずることになつてゐる。

よつて政府は、本議定書の締結について日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるとするものである。

二 本件の議決理由

本議定書の締結により、わが国とニュー・ジラランドとの間の貿易はますます増大することが予想されるので、本議定書の締結は妥当適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十三年六月二十五日

外務委員長 野田 武夫

衆議院議長清瀬一郎殿

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のため、日本国とタイとの間の条約の締結について承認を求めめるの件に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

わが国は、タイとの間に所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のため、

避及び脱税の防止のための条約を締結するため、昭和三十三年二月以来交渉を行なつてきた結果、合意に達したので、本年三月一日パソコックにおいて本条約に署名を行なつた。

本条約には、企業の産業上又は商業上の利得に対する課税基準、航空機の運用によつて取得する利得に対する租税の免除、船舶の運用によつて取得する利得に対する租税の軽減、配当に対する税率の軽減、利子に対する租税の免除及び税率の軽減、無体財産権の使用料及びその譲渡から生ずる所得に対する税率の軽減、政府の職務の遂行について支払われる給料等に対する租税の免除、自由職業等の人的職務の報酬に対する課税方法、教授、留学生及び事業修習者等に対する租税の免除、両国の二重課税排除方法、租税上の内国民待遇の相互供与等について規定されている。

この条約は、それぞれの国内法上の手続に従つて承認されたことを通知する公文の交換の日に効力を生じ、わが国においては効力発生の年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得について、タイにおいてはその年の一月一日以後に開始する各課税年度又は各事業年度の所得について効力を失ふことになつてゐる。

よつて政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるとするものである。

二 本件の議決理由

本条約を締結することは、わが国とタイとの間の経済、学術、文化の交流を促進するための妥当な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十三年六月二十五日

外務委員長 野田 武夫

衆議院議長清瀬一郎殿

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のため、日本国とマラヤ連邦との間の条約の締結について承認を求めめるの件に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

わが国は、マラヤ連邦との間に所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のため、

て、タイにおいてはその終了の予告の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度又は各事業年度の所得について効力を失ふことになつてゐる。

よつて政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるとするものである。

二 本件の議決理由

本条約を締結することは、わが国とタイとの間の経済、学術、文化の交流を促進するための妥当な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十三年六月二十五日

外務委員長 野田 武夫

衆議院議長清瀬一郎殿

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のため、日本国とマラヤ連邦との間の条約の締結について承認を求めめるの件に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

わが国は、マラヤ連邦との間に所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のため、

本条約には、企業の利得に対する課税基準、船舶及び航空機の運用によつて取得する利得に対する租税の免除、配当に対する税率の軽減、無体財産権の使用料及びその譲渡から生ずる所得に対する租税の免除、政府の職務の遂行について支払われる給料等に対する租

税の免除、政府の職務の遂行について支払われる給料等に対する租

税の免除、政府の職務の遂行について支払われる給料等に対する租

税の免除、政府の職務の遂行について支払われる給料等に対する租

昭和三十八年七月一日 衆議院會議録第四十五号 議案に関する報告書

税の免除、自由職業等の人的役務の報酬に対する課税方法、教授、留学生及び事業修習者に対する租税の免除、両国の二重課税排除の方法、租税上の内国民待遇の相互供与等について規定されている。

なお、本条約は、批准書交換の日に効力を生じ、かつ、マラヤ連邦においては批准書交換の行なわれた年の一月一日以後に開始する各賦課年度の租税について、わが国においてはその年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税について、適用するものとす。この条約の効力発生の日から五年間経過した後はいつでも、いずれの一方の締約国も他方の締約国に対し六月三十日以前に終了の予告を与え、これによつて、この条約を終了させることができ、この場合には、マラヤ連邦においてはその予告が与えられた年の翌年の一月一日以後に開始する各賦課年度の租税について、わが国においてはその予告が与えられた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税について、効力を失ふことになつてゐる。

よつて政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

二 本件の議決理由

本条約を締結することは、わが国とマラヤ連邦との間の経済、学術、文化の交流を促進するための妥当な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。右報告する。

昭和三十八年六月二十五日
外務委員長 野田 武夫
衆議院議長清瀬一郎殿

郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日第三種郵便物認可

一 議案の要旨及び目的

本議案の要旨は次のとおりである。

1 現在郵便貯金法で定められてゐる郵便貯金の利率は、郵政大臣が郵政審議会に諮問したうえ、政令で具体的に定めることとし、かつ、金利政策の弾力的な運用に資するため、法律には、利率の決定にあたつては、郵便貯金の本質にかんがみ、その保護にじゅうぶんな考慮を払うとともに、一般金融機関の預金利率についても配慮しなければならぬ旨を規定すること。

2 現在、団体取扱とする郵便貯金は、通常郵便貯金に限られてゐるが、最近、積立郵便貯金の団体取扱の利用が増加したため、団体取扱とする郵便貯金の種類を省令で定めること。

3 最近の事情にかんがみ、貯金総額の制限規定を適用する必要がないと認められる法人その他の団体の範囲を拡張する必要があるため、現在個別に列挙されてゐるこれらの法人その他の団体を包括的に定めること。

4 施行期日は、公布の日から起算して三十日をこえない範囲において、政令で定める日とする。

二 議案の可決理由

本議案の趣旨及び内容は、妥当と認め、別紙のとおり附帯決議を附してこれを可決すべきものと議決した次第である。右報告する。

昭和三十八年六月二十五日
通信委員長 本名 武
衆議院議長清瀬一郎殿

郵便貯金法の一部を改正する法律案(別紙)

この法律の施行に当たり、政府は次の各項の達成に努むべきである。

一 郵便貯金は国家資金の重要な地位を占めてゐるとともに、大衆の貯蓄の集積であることにかんがみ、他の金融機関の預金者に比し、郵便貯金預金者の保護については万全の措置を講ずること。

二 郵政審議会の構成については、郵便貯金預金者の立場を十分反映するよう考慮すること。

三 郵便貯金預金者が不時の金融を必要とする場合に処するための制度を速やかに検討し、預金者の利便を図ること。

四 郵便貯金総額の制限を大幅に緩和すること。

郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する少数意見報告書

郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

右案は妥当と認められないので否決すべきである。

右少数意見報告書を提出する。
昭和三十八年六月二十五日
提出者

賛成者 通信委員 森本 靖

同 大柴 滋夫

同 栗原 俊夫

同 安平 鹿一

衆議院議長清瀬一郎殿

国立大学総長の任免、給与等の特例に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

いわゆる認証官とし、その地位を高めるとともに、その待遇の改善を行ない、ひいては大学の教育職員さらに教育者全体の地位の向上をはかり、もつてわが国教育の振興に資することをねらいとして、国立大学総長の設置及びその任免、給与等について規定を設けようとするもので、その要旨は次の通りである。

1 北海道大学、東北大学、東京大学、名古屋大学、京都大学、大阪大学及び九州大学に、学長としてそれぞれ北海道大学総長等国立大学総長を置くこと。

2 国立大学総長の任免は、内閣が行ない、天皇が認証することとする。

3 国立大学総長の任免等についての大学管理機関の申出は、文部大臣が内閣に進達するものとする。

4 国立大学総長の受ける一般職の職員の給与は、俸給及び期末手当とし、その俸給月額額は、東京大学総長及び京都大学総長は十八万円、その他の国立大学総長は十六万円とすること。

5 この法律は、公布の日から起算して一月以内において政令で定める日から施行するものとする。

6 この法律の施行日の前日に在職する北海道大学長等七国立大学学長の取扱については、この法律の施行日に、それぞれ当該国立大学総長の任命にかかる進達があつたものとみなすこととし、その者の任期は従前の学長の任期の残任期間とすること、その他所要の規定を設けること。

二 議案の可決理由

北海道大学等七国立大学の学長をいわゆる認証官とすることによつて、その国家的社会的な評価を高めるとともに、その待遇の改善を行ない、ひいては教育者全般の地位の向上を意図し、もつてわが国教育の振興に資しようとすることは、時宜に適したものであることを認め、本案は、多数をもつて原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費
昭和三十八年度一般会計予算に一千九百五十三万九千九百九十九円が計上されてゐる。

右報告する。
昭和三十八年六月二十六日
文教委員長 床次 徳二
衆議院議長清瀬一郎殿

国立大学総長の任免、給与等の特例に関する法律案(内閣提出)に関する少数意見報告書

国立大学総長の任免、給与等の特例に関する法律案(内閣提出)

右案は妥当と認められないので否決すべきである。

右少数意見報告書を提出する。
昭和三十八年六月二十六日
提出者

賛成者 文教委員 三木 喜夫

同 小林 信一

同 村山 喜一

同 山中 吾郎

同 受田 新吉

同 谷口善太郎

衆議院議長清瀬一郎殿

定価 一部 十五円
(ただし良質紙は二十円)
発行所 東京都港区赤坂四丁目二番地
大蔵省印刷局 電話 東京 六二二
官報 代印